「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

高等学校

専門教科 福祉

令和３年８月

文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research
教育課程研究センター

は　し　が　き

平成 30 年３月に告示された高等学校学習指導要領が，令和４年度から年次進行で本格的に実施されます。

今回の学習指導要領では，各教科等の目標及び内容が，育成を目指す資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」）に沿って再整理され，各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかが明確化されました。これにより，教師が「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る，いわゆる「指導と評価の一体化」が実現されやすくなることが期待されます。

また，子供たちや学校，地域の実態を適切に把握した上で教育課程を編成し，学校全体で教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」についても明文化されました。カリキュラム・マネジメントの一側面として，「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」がありますが，このためには，教育課程を編成・実施し，学習評価を行い，学習評価を基に教育課程の改善・充実を図るというＰＤＣＡサイクルを確立することが重要です。このことも，まさに「指導と評価の一体化」のための取組と言えます。

このように，「指導と評価の一体化」の必要性は，今回の学習指導要領において，より一層明確なものとなりました。そこで，国立教育政策研究所教育課程研究センターでは，「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会）をはじめ，「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成 31 年１月 21 日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）や「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日付初等中等教育局長通知）を踏まえ，令和２年３月に公表した小・中学校版に続き，高等学校版の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を作成しました。

本資料では，学習評価の基本的な考え方や，各教科等における評価規準の作成及び評価の実施等について解説しているほか，各教科等別に単元や題材に基づく学習評価について事例を紹介しています。各学校においては，本資料や各教育委員会等が示す学習評価に関する資料などを参考としながら，学習評価を含むカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていただくことで，「指導と評価の一体化」を実現し，子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力が育まれることを期待します。

最後に，本資料の作成に御協力くださった方々に心から感謝の意を表します。

令和３年８月

国立教育政策研究所
教育課程研究センター長
鈴　木　　敏　之

学習評価とは？

1. 学習評価の基本的な考え方

学習評価：学校での教育活動に関し，生徒の学習状況を評価するもの

学習評価を通して

- 教師が指導の改善を図る
- 生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする

⇒評価を教育課程の改善に役立てる

学習評価について指摘されている課題

1. 学習評価の基本的な考え方

学習評価の現状について，学校や教師の状況によっては，以下のような課題があることが指摘されている。

- 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く，評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- 現行の「関心・意欲・態度」の観点について，挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど，性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- 教師によって評価の方針が異なり，学習改善につなげにくい
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて，指導に注力できない
- 相当な労力をかけて記述した指導要録が，次の学年や学校段階において十分に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし，テストだけで判断するという先生もいます。そうすると，どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。
（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校三年生の意見より）

生徒の意見

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と評価

1. 学習評価の基本的な考え方

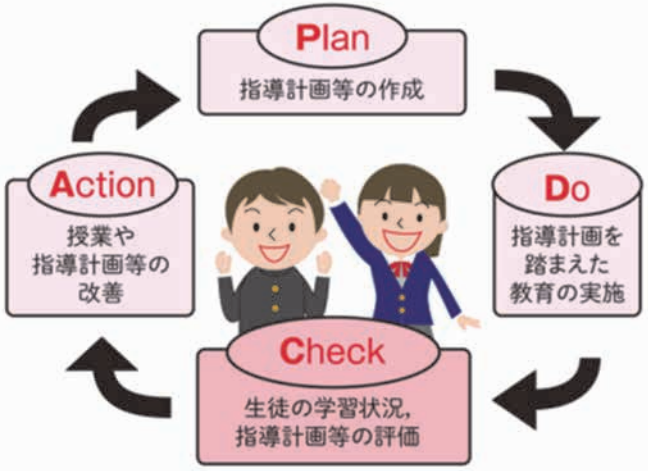

平成30年告示の学習指導要領における目標の構成

2. 学習評価の基本構造

各教科等の「目標」「内容」の記述を，「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」の資質・能力の３つの柱で再整理。

目　標

例えば，国語科では

平成21年告示高等学校学習指導要領

国語
第１款　目標
国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力を伸ばし，心情を豊かにし，言語感覚を磨き，言語文化に対する関心を深め，国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

平成30年告示高等学校学習指導要領

国語
第１款　目標
言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1)生涯にわたる社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
(2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を伸ばす。【思考力，判断力，表現力等】
(3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに，言語感覚を磨き，我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち，生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力，人間性等】

平成30年告示の学習指導要領における内容の構成

平成21年告示高等学校学習指導要領

例えば，数学科では

数学Ⅰ
2 内 容
(3) 二次関数

二次関数とそのグラフについて理解し，二次関数を用いて数量の関係や変化を表現することの有用性を認識するとともに，それらを事象の考察に活用できるようにする。

ア 二次関数とそのグラフ
事象から二次関数で表される関係を見いだすこと。また，二次関数のグラフの特徴について理解すること。

イ 二次関数の値の変化
(ア) 二次関数の最大・最小
二次関数の値の変化について，グラフを用いて考察したり最大値や最小値を求めたりすること。
(イ) 二次方程式・二次不等式
二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解するとともに，数量の関係を二次不等式で表し二次関数のグラフを利用してその解を求めること。

平成30年告示高等学校学習指導要領

数学Ⅰ
2 内 容
(3) 二次関数

二次関数について，数学的活動を通して，その有用性を認識するとともに，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
(ア) 二次関数の値の変化やグラフの特徴について理解すること。
(イ) 二次関数の最大値や最小値を求めること。
(ウ) 二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解すること。また，二次不等式の解と二次関数のグラフとの関係について理解し，二次関数のグラフを用いて二次不等式の解を求めること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。【思考力，判断力，表現力等】
(ア) 二次関数の式とグラフとの関係について，コンピュータなどの情報機器を用いてグラフをかくなどして多面的に考察すること。
(イ) 二つの数量の関係に着目し，日常の事象や社会の事象などを数学的に捉え，問題を解決したり，解決の過程を振り返って事象の数学的な特徴や他の事象との関係を考察したりすること。

観点別学習状況の評価の観点

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて，観点別学習状況の評価の観点については，小・中・高等学校の各教科等を通じて，「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理。

〔平成21年改訂〕	〔平成30年改訂〕
関心・意欲・態度	知識・技能※
思考・判断・表現	思考・判断・表現
技能	主体的に学習に取り組む態度
知識・理解	

※ 職業教育を主とする専門学科においては知識・技術

高等学校における観点別学習状況の評価の充実

高等学校においては，従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが，地域や学校によっては，その取組に差があった。今回，高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し，その質を高める観点から，指導要録の参考様式等を改善。

指導要録の参考様式に，各教科・科目の観点別学習状況を記載する欄を設置

<旧>

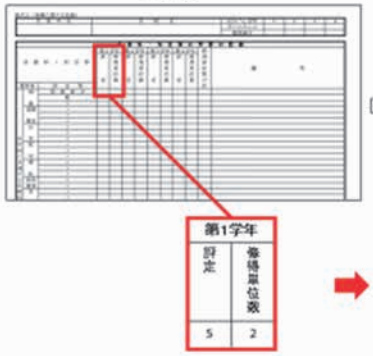

<新>

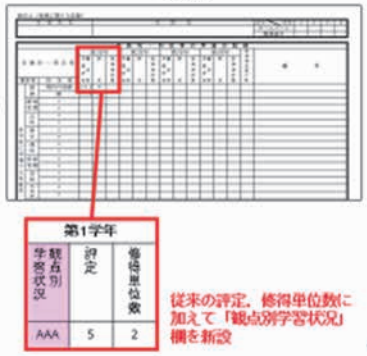

従来の評定，修得単位数に加えて「観点別学習状況」欄を新設

各教科における評価の基本構造

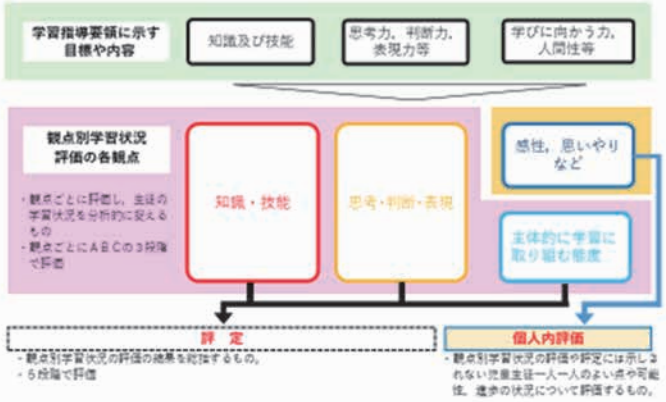

「知識・技能」の評価

次のような工夫が考えられる

- ●授業において
  それぞれの教科等の特質に応じ，観察・実験をしたり，式やグラフで表現したりするなど学習した知識や技能を用いる場面を設け評価
- ●ペーパーテストにおいて
  事実的な知識の習得を問う問題と知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮して出題し評価

「思考・判断・表現」の評価

次のような工夫が考えられる

- ●ペーパーテストにおいて，出題の仕方を工夫して評価
- ●論述やレポートを課して評価
- ●発表やグループでの話合いなどの場面で評価
- ●作品の制作などにおいて多様な表現活動を設け，ポートフォリオを活用して評価

「主体的に学習に取り組む態度」の評価

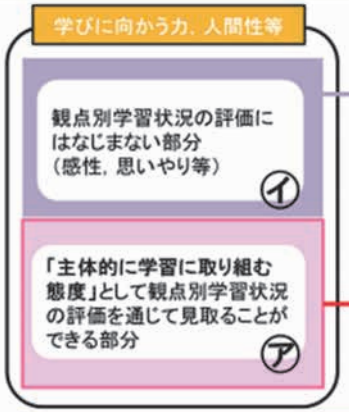

個人内評価（生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価するもの）等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況などについては，積極的に評価し生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「学びに向かう力，人間性等」には，㋐主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，㋑観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については，①知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と，②①の粘り強い取組を行う中で，自らの学習を調整しようとする側面，という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば，自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や，粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

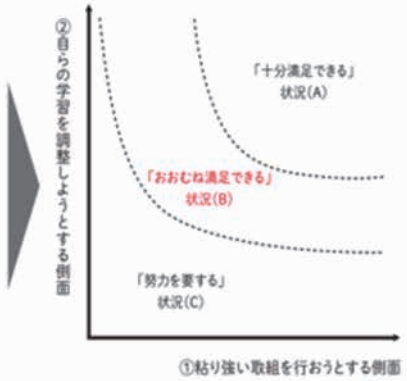

「主体的に学習に取り組む態度」については，①知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価

●「自らの学習を調整しようとする側面」について

自らの学習状況を振り返って把握し，学習の進め方について試行錯誤する（微調整を繰り返す）などの意思的な側面

指導において次のような工夫も大切

■生徒が自らの理解状況を振り返ることができるような発問を工夫したり指示したりする

■内容のまとまりの中で，話し合ったり他の生徒との協働を通じて自らの考えを相対化するような場面を設ける

◎ここでの評価は，生徒の学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断するものではない。
学習の調整が適切に行われていない場合には，教師の指導が求められる。

観点別評価の進め方

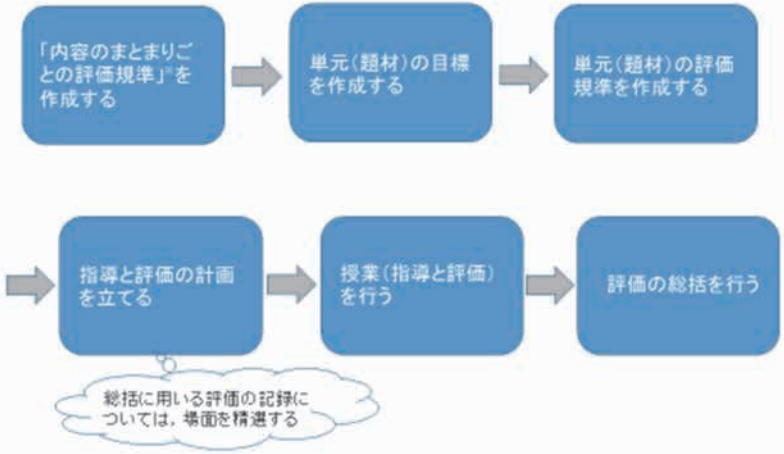

※ 職業教育を主とする専門学科においては，学習指導要領の規定から，「〔指導項目〕ごとの評価規準」とする。

学習評価を行う上での各学校における留意事項①

評価の方針等の生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに，生徒自身に学習の見通しをもたせるため，学習評価の方針を事前に生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は，毎回の授業ではなく，単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど，評価場面を精選する。

※日々の授業における生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要。

外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等（高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど）の結果を，指導や評価の改善につなげることも重要。

※外部試験や検定等は，学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱うものでない場合があることから，教師が行う学習評価の補完材料である（外部試験等の結果そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない）ことに十分留意が必要であること。

学習評価を行う上での各学校における留意事項②

学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，
学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

※例えば以下の取組が考えられる。

- 教師同士での評価規準や評価方法の検討，明確化
- 実践事例の蓄積・共有
- 評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
- 校内組織（学年会や教科等部会等）の活用

目次

【巻頭資料】学習評価に関する基本的事項（スライド）

第１編　総説 …… 1
　第１章　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の改善 …… 3
　　１　はじめに
　　２　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の意義
　　３　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理
　　４　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂における各教科・科目の学習評価
　　５　改善等通知における総合的な探究の時間，特別活動の指導要録の記録
　　６　障害のある生徒の学習評価について
　　７　評価の方針等の生徒や保護者への共有について
　第２章　学習評価の基本的な流れ …… 14
　　１　各学科に共通する各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について
　　２　主として専門学科（職業教育を主とする専門学科）において開設される各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について
　　３　総合的な探究の時間における評価規準の作成及び評価の実施等について
　　４　特別活動の「評価の観点」とその趣旨，並びに評価規準の作成及び評価の実施等について
（参考）　平成 24 年「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」からの変更点について …… 25

第２編　「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順 …… 27
　　１　高等学校福祉科の〔指導項目〕
　　２　高等学校福祉科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

第３編　単元ごとの学習評価について（事例） …… 35
　第１章　「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえた評価規準の作成 …… 37
　　１　本編事例における学習評価の進め方について
　　２　単元の評価規準の作成のポイント
　第２章　学習評価に関する事例について …… 40
　　１　事例の特徴
　　２　各事例概要一覧と事例
　　事例１　キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価 …… 42
　　科目「社会福祉基礎」　単元「社会福祉の理念と意義」（第１学年）
　　事例２　キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価 …… 51
　　科目「社会福祉基礎」　単元「障害者福祉と障害者総合支援制度」（第１学年）

事例３　キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価　……　58
科目「社会福祉基礎」　単元「高齢者福祉と介護保険制度」（第１学年）

巻末資料　……　67
・　評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究について（令和２年４月 13 日，国立教育政策研究所長裁定）
・　評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究協力者
・　学習指導要領等関係資料について

※本冊子については，改訂後の常用漢字表（平成 22 年 11 月 30 日内閣告示）に基づいて表記しています（学習指導要領及び初等中等教育局長通知等の引用部分を除く）。

〔巻頭資料（スライド）について〕

巻頭資料（スライド）は，学習評価に関する基本事項を簡潔にまとめたものです。巻頭資料の記載に目を通し概略を把握することで，本編の内容を読み進める上での一助となることや，各自治体や各学校における研修等で使用する資料の参考となることを想定しています。記載内容は最小限の情報になっているので，詳細については，本編を御参照ください。

第１編

総説

第１編　総説

本編においては，以下の資料について，それぞれ略称を用いることとする。

答申：「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」　平成 28 年 12 月 21 日　中央教育審議会
報告：「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」　平成 31 年１月 21 日　中央教育審議会　初等中等教育分科会　教育課程部会
改善等通知：「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」　平成 31 年３月 29 日　初等中等教育局長通知

第１章　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の改善

１　はじめに

学習評価は，学校における教育活動に関し，生徒の学習状況を評価するものである。答申にもあるとおり，生徒の学習状況を的確に捉え，教師が指導の改善を図るとともに，生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには，学習評価の在り方が極めて重要である。

各教科等の評価については，「観点別学習状況の評価」と「評定」が学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされている[1]。観点別学習状況の評価とは，学校における生徒の学習状況を，複数の観点から，それぞれの観点ごとに分析的に捉える評価のことである。生徒が各教科等での学習において，どの観点で望ましい学習状況が認められ，どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより，具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては，観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは，観点別学習状況の評価を的確に行うため，学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。本参考資料は，観点別学習状況の評価を実施する際に必要となる評価規準等，学習評価を行うに当たって参考となる情報をまとめたものである。

以下，文部省指導資料から，評価規準について解説した部分を参考として引用する。

---

[1] 各教科の評価については，観点別学習状況の評価と，これらを総括的に捉える「評定」の両方について実施するものとされており，観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒の一人一人のよい点や可能性，進歩の状況については，「個人内評価」として実施するものとされている（P. 6 ～11 に後述）。

（参考）評価規準の設定（抄）

（文部省「小学校教育課程一般指導資料」（平成５年９月）より）

新しい指導要録（平成３年改訂）では，観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために，「各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」と示されています。

これまでの指導要録においても，観点別学習状況の評価を適切に行うため，「観点の趣旨を学年別に具体化することなどについて工夫を加えることが望ましいこと」とされており，教育委員会や学校では目標の達成の度合いを判断するための基準や尺度などの設定について研究が行われてきました。

しかし，それらは，ともすれば知識・理解の評価が中心になりがちであり，また「目標を十分達成（＋)」,「目標をおおむね達成（空欄)」及び「達成が不十分（－)」ごとに詳細にわたって設定され，結果としてそれを単に数量的に処理することに陥りがちであったとの指摘がありました。

今回の改訂においては，学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすることを改訂方針の一つとして掲げ，各教科の目標に照らしてその実現の状況を評価する観点別学習状況を各教科の学習の評価の基本に据えることとしました。したがって，評価の観点についても，学習指導要領に示す目標との関連を密にして設けられています。

このように，学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って，各教科の目標の実現の状況を「関心・意欲・態度」,「思考・判断・表現」,「技能・表現（または技能)」及び「知識・理解」の観点ごとに適切に評価するため，「評価規準を設定する」ことを明確に示しているものです。

「評価規準」という用語については，先に述べたように，新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面，すなわち，学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。

２　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の意義

（１）学習評価の充実

平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領総則においては，学習評価の充実について新たに項目が置かれている。具体的には，学習評価の目的等について以下のように示し，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うと同時に，評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価することを示し，授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性が明示されている。

・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し，学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また，各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価し，指導の改善や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。
・創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進するとともに，学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

（高等学校学習指導要領 第１章 総則 第３款 教育課程の実施と学習評価　２ 学習評価の充実）

報告では現状の学習評価の課題として，学校や教師の状況によっては，学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く，評価の結果が生徒の具体的な学習改善につながっていないなどの指摘があるとしている。このため，学習評価の充実に当たっては，いわゆる評価のための評価に終わることのないよう指導と評価の一体化を図り，学習の成果だけでなく，学習の過程を一層重視し，生徒が自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行うことが大切である。

また，報告においては，教師によって学習評価の方針が異なり，生徒が学習改善につなげにくいといった現状の課題も指摘されている。平成 29 年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」（以下「平成 29 年度文科省意識調査」）では，学習評価への取組状況について，「Ａ：校内で評価方法や評価規準を共有したり，授業研究を行ったりして，学習評価の改善に，学校全体で取り組んでいる」「Ｂ：評価規準の改善，評価方法の研究などは，教員個人に任されている」の二つのうちどちらに近いか尋ねたところ，高等学校では「Ｂ」又は「どちらかと言うとＢ」が約 55％を占めている。このような現状を踏まえ，特に高等学校においては，学習評価の妥当性や信頼性を高め，授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付ける観点から，組織的かつ計画的に取り組むようにすることが必要である。

（２）カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校における教育活動の多くは，学習指導要領等に従い生徒や地域の実態を踏まえて編成された教育課程の下，指導計画に基づく授業（学習指導）として展開される。各学校では，生徒の学習状況を評価し，その結果を生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善等に生かし，学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくことが必要である。このように，「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹に当たり，教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っているのである。

（３）主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには，生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し，教師が自らの指導のねらいに応じて授業での生徒の学びを振り返り，学習や指導の改善に生かしていくことが大切である。すなわち，平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で，学習評価は重要な役割を担っている。

（４）学習評価の改善の基本的な方向性

（１）～（３）で述べたとおり，学習指導要領改訂の趣旨を実現するためには，学習評価の在り方が極めて重要であり，すなわち，学習評価を真に意味のあるものとし，指導と評価の一体化を実現することがますます求められている。

このため，報告では，以下のように学習評価の改善の基本的な方向性が示された。

① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
③ これまで慣行として行われてきたことでも，必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

３　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

平成 30 年改訂学習指導要領においては，知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を促すため，全ての教科・科目等の目標及び内容を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱で再整理した（図１参照）。知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては，各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること，その際には，生徒の発達の段階や特性を踏まえ，三つの柱に沿った資質・能力の育成がバランスよく実現できるよう留意する必要がある。

図１

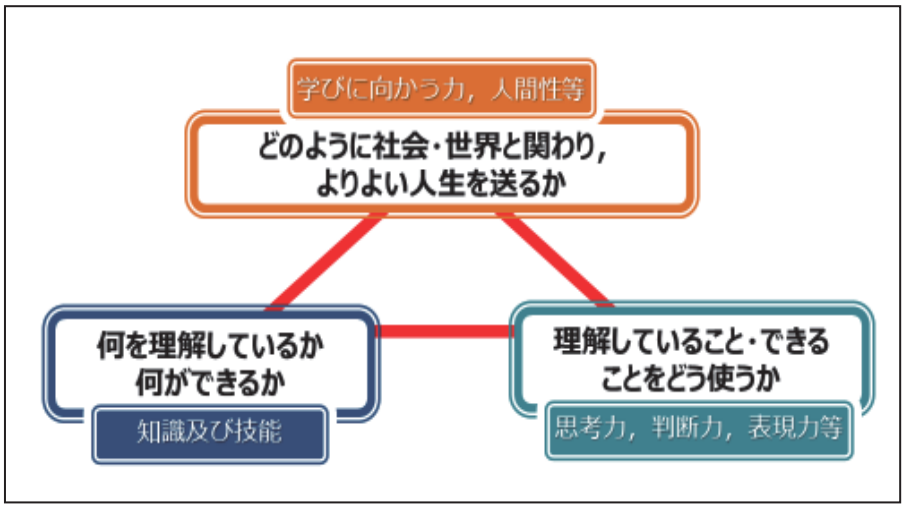

観点別学習状況の評価については，こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて，小・中・高等学校の各教科を通じて，４観点から３観点に整理された（図２参照）。

図２

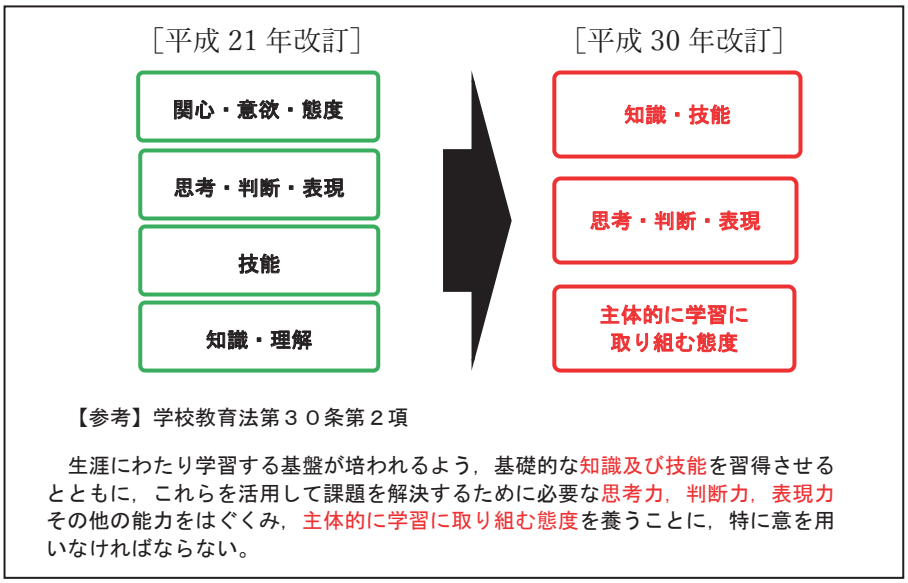

４　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂における各教科・科目の学習評価

各教科・科目の学習評価においては，平成 30 年改訂においても，学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と，これらを総括的に捉える「評定」の両方について，学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされた。

同時に，答申では「観点別学習状況の評価」について，高等学校では，知識量のみを問うペーパーテストの結果や，特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されており，指導要録の様式の改善などを通じて評価の観点を明確にし，観点別学習状況の評価を更に普及させていく必要があるとされた。報告ではこの点について，以下のとおり示されている。

【高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて】

○　高等学校においては，従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが，地域や学校によっては，その取組に差があり，形骸化している場合があるとの指摘もある。「平成 29 年度文科省意識調査」では，高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は，13.3%にとどまる。そのため，高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し，その質を高める観点から，今後国が発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知の「高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」において，観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに，指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

これを踏まえ，改善等通知においては，高等学校生徒指導要録に新たに観点別学習状況の評価の記載欄を設けることとした上で，以下のように示されている。

【高等学校生徒指導要録】（学習指導要領に示す各教科・科目の取扱いは次のとおり）

［各教科・科目の学習の記録］

Ⅰ　観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき，学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際，

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

のように区別して評価を記入する。

Ⅱ　評定

各教科・科目の評定は，学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき，学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし，その実現状況を総括的に評価して，

「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるもの：５

「十分満足できる」状況と判断されるもの：４

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：３

「努力を要する」状況と判断されるもの：２

「努力を要すると判断されるもののうち，特に程度が低い」状況と判断されるもの：１

のように区別して評価を記入する。

評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり，「観点別学習状況」において掲げられた観点は，分析的な評価を行うものとして，各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際，評定の適切な決定方法等については，各学校において定める。

「平成 29 年度文科省意識調査」では，「観点別学習状況の評価は実践の蓄積があり，定着してきている」に対する「そう思う」又は「まあそう思う」との回答の割合は，小学校・中学校では 80%を超えるのに対し，高等学校では約 45%にとどまっている。このような現状を踏まえ，今後高等学校においては，観点別学習状況の評価を更に充実し，その質を高めることが求められている。

また，観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況については，「個人内評価」として実施するものとされている。改善等通知においては，「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては，児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう，日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力，人間性等』のうち『感性や思いやり』など児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。」と示されている。

「３　平成 30 年の高等学校学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理」も踏まえて各教科における評価の基本構造を図示化すると，以下のようになる（図３参照）。

図３

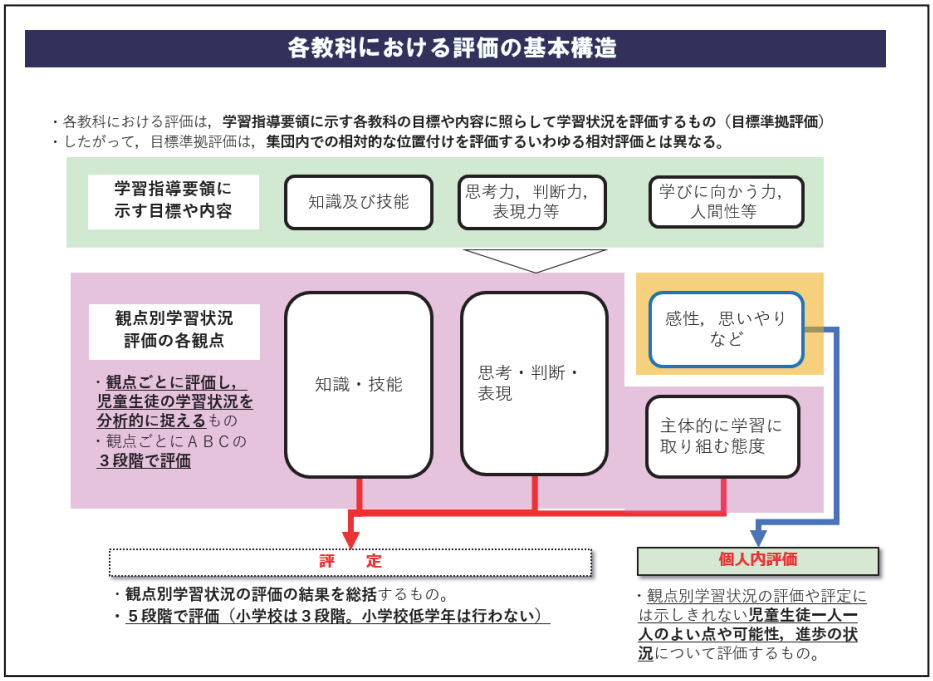

上記の，「各教科における評価の基本構造」を踏まえた３観点の評価それぞれについての考え方は，以下の（１）～（３）のとおりとなる。なお，この考え方は，総合的な探究の時間，特別活動においても同様に考えることができる。

（１）「知識・技能」の評価について

「知識・技能」の評価は，各教科等における学習の過程を通した知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに，それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で，他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり，技能を習得したりしているかについても評価するものである。

「知識・技能」におけるこのような考え方は，従前の「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価），「技能」（各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価）においても重視してきたものである。

具体的な評価の方法としては，ペーパーテストにおいて，事実的な知識の習得を問う問題と，知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに，例えば，生徒が文章による説明をしたり，各教科等の内容の特質に応じて，観察・実験したり，式やグラフで表現したりするなど，実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど，多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

（２）「思考・判断・表現」の評価について

「思考・判断・表現」の評価は，各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力，判断力，表現力等を身に付けているかを評価するものである。

「思考・判断・表現」におけるこのような考え方は，従前の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたものである。「思考・判断・表現」を評価するためには，教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をする中で，生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計するなどした上で，指導・評価することが求められる。

具体的な評価の方法としては，ペーパーテストのみならず，論述やレポートの作成，発表，グループでの話合い，作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり，それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

（３）「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申において「学びに向かう力，人間性等」には，①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず，こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。すなわち，②については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては，単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど，性格や行動面の傾向を評価するということではなく，各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして，知識及び技能を習得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりするために，自らの学習状況を把握し，学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら，学ぼうとしているか

どうかという意思的な側面を評価することが重要である。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も，各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず，よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え方に基づいたものであり，この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

本観点に基づく評価は，「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして，

① 知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面

② ①の粘り強い取組を行う中で，自らの学習を調整しようとする側面

という二つの側面を評価することが求められる[2]（図４参照）。

ここでの評価は，生徒の学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断するものではなく，学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には，教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

具体的な評価の方法としては，ノートやレポート等における記述，授業中の発言，教師による行動観察や生徒による自己評価や相互評価等の状況を，教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。

図４

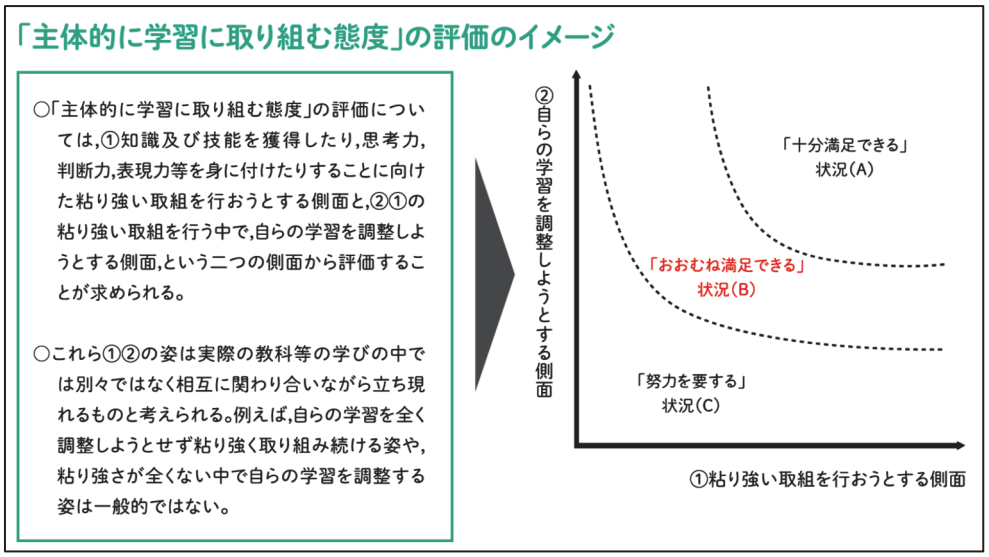

[2] これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから，実際の評価の場面においては，双方の側面を一体的に見取ることも想定される。例えば，自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や，粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

なお，学習指導要領の「２　内容」に記載のない「主体的に学習に取り組む態度」の評価については，後述する第２章１（２）を参照のこと[3]。

５　改善等通知における総合的な探究の時間，特別活動の指導要録の記録

改善等通知においては，各教科の学習の記録とともに，以下の（１），（２）の各教科等の指導要録における学習の記録について以下のように示されている。

（１）総合的な探究の時間について

改善等通知別紙３には，「総合的な探究の時間の記録については，この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で，それらの観点のうち，生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等，生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する」とされている。また，「評価の観点については，高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ，各学校において具体的に定めた目標，内容に基づいて別紙５を参考に定める」とされている。

（２）特別活動について

改善等通知別紙３には，「特別活動の記録については，各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で，各活動・学校行事ごとに，評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に，○印を記入する」とされている。また，「評価の観点については，高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ，各学校において別紙５を参考に定める。その際，特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ，例えば『主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度』などのように，より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては，特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する」とされている。

なお，特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動もあることから，評価体制を確立し，共通理解を図って，生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに，確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められる。

---

[3] 各教科等によって，評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば，保健体育科の体育に関する科目においては，公正や協力などを，育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており，各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

６　障害のある生徒の学習評価について

学習評価に関する基本的な考え方は，障害のある生徒の学習評価についても同様である。

障害のある生徒については，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い，その評価を適切に行うことが必要である。また，指導内容や指導方法の工夫については，学習指導要領の各教科・科目の「指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」の「障害のある生徒への配慮についての事項」についての学習指導要領解説も参考となる。

７　評価の方針等の生徒や保護者への共有について

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに，生徒自身に学習の見通しをもたせるために，学習評価の方針を事前に生徒と共有する場面を必要に応じて設けることが求められており，生徒に評価の結果をフィードバックする際にも，どのような方針によって評価したのかを改めて生徒に共有することも重要である。

また，学習指導要領下での学習評価の在り方や基本方針等について，様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図ることが非常に重要である。

第２章　学習評価の基本的な流れ

１　各学科に共通する各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について

（１）目標と「評価の観点及びその趣旨」との対応関係について

評価規準の作成に当たっては，各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために，「評価の観点及びその趣旨[4]」が各教科の目標を踏まえて作成されていることを確認することが必要である[5]。また，教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ，科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成することが必要である。

なお，「主体的に学習に取り組む態度」の観点は，教科・科目の目標の（3）に対応するものであるが，観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分をその内容として整理し，示していることを確認することが必要である（図５，６参照）。

図５

【学習指導要領「教科の目標」】

学習指導要領　各教科の「第１款　目標」等

(1)	(2)	(3)
（知識及び技能に関する目標）	（思考力，判断力，表現力等に関する目標）	（学びに向かう力，人間性等に関する目標）[6]

【改善等通知　別紙５「評価の観点及びその趣旨」】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	（知識・技能の観点の趣旨）	（思考・判断・表現の観点の趣旨）	（主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨）

---

[4] 各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ，観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理したものが教科等の観点の趣旨である。

[5] 芸術科においては，「第２款　各科目」における音楽Ⅰ～Ⅲ，美術Ⅰ～Ⅲ，工芸Ⅰ～Ⅲ，書道Ⅰ～Ⅲについて，それぞれ科目の目標を踏まえて「評価の観点及びその趣旨」が作成されている。

[6] 学びに向かう力，人間性等に関する目標には，個人内評価として実施するものも含まれている。

図６

【学習指導要領「科目の目標」】

学習指導要領　各教科の「第２款　各科目」における科目の目標

(1)	(2)	(3)
（知識及び技能に関する目標）	（思考力，判断力，表現力等に関する目標）	（学びに向かう力，人間性等に関する目標）[7]

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	（知識・技能の観点の趣旨）	（思考・判断・表現の観点の趣旨）	（主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨）
	科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」は各学校等において作成する		

（２）「内容のまとまりごとの評価規準」について

本参考資料では，評価規準の作成等について示す。具体的には，第２編において学習指導要領の規定から「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の手順を示している。ここでの「内容のまとまり」とは，学習指導要領に示す各教科等の「第２款　各科目」における各科目の「１　目標」及び「２　内容」の項目等をそのまとまりごとに細分化したり整理したりしたものである[8]。平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領においては資質・能力の三つの柱に基づく構造化が行われたところであり，各学科に共通する各教科においては，学習指導要領に示す各教科の「第２款 各科目」の「２　内容」

---

[7] 脚注６を参照

[8] 各教科等の学習指導要領の「第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」１(1)に「単元（題材）などの内容や時間のまとまり」という記載があるが，この「内容や時間のまとまり」と，本参考資料における「内容のまとまり」は同義ではないことに注意が必要である。前者は，主体的・対話的で深い学びを実現するため，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点による授業改善は，１単位時間の授業ごとに考えるのではなく，単元や題材などの一定程度のまとまりごとに検討されるべきであることが示されたものである。後者（本参考資料における「内容のまとまり」）については，本文に述べるとおりである。

において[9]，「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されている。このため，「２　内容」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものである[10]。学習指導要領の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり，生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために，「２　内容」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したもの等を，本参考資料において「内容のまとまりごとの評価規準」と呼ぶこととする[11]。

ただし，「主体的に学習に取り組む態度」に関しては，特に，生徒の学習への継続的な取組を通して現れる性質を有すること等から[12]，「２　内容」に記載がない[13]。そのため，各科目の「１　目標」を参考にして作成した科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を踏まえつつ，必要に応じて，改善等通知別紙５に示された評価の観点の趣旨のうち「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分を用いて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する必要がある。

なお，各学校においては，「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえて，各学校の実態を考慮し，単元や題材の評価規準等，学習評価を行う際の評価規準を作成する。

---

[9] 外国語においては「第２款 各科目」の「１　目標」である。

[10] 「２　内容」において示されている指導事項等を整理することで「内容のまとまり」を構成している教科もある。この場合は，整理した資質・能力をもとに，構成された「内容のまとまり」に基づいて学習指導の目標を設定することとなる。また，目標や評価規準の設定は，教育課程を編成する主体である各学校が，学習指導要領に基づきつつ生徒や学校，地域の実情に応じて行うことが必要である。

[11] 各学科に共通する各教科第９節家庭については，学習指導要領の「第１款　目標」(2)及び「第２款　各科目」の「１　目標」(2)に思考力・判断力・表現力等の育成に係る学習過程が記載されているため，これらを踏まえて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する必要がある。

[12] 各教科等の特性によって単元や題材など内容や時間のまとまりはさまざまであることから，評価を行う際は，それぞれの実現状況が把握できる段階について検討が必要である。

[13] 各教科等によって，評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば，保健体育科の体育に関する科目においては，公正や協力などを，育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており，各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

（３）「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

各教科における[14],「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順は以下のとおりである。

学習指導要領に示された教科及び科目の目標を踏まえて,「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で,

① 各教科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ,「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

（４）評価の計画を立てることの重要性

学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたかについて，評価規準に照らして観察し，毎時間の授業で適宜指導を行うことは，育成を目指す資質・能力を生徒に育むためには不可欠である。その上で，評価規準に照らして，観点別学習状況の評価をするための記録を取ることになる。そのためには，いつ，どのような方法で，生徒について観点別学習状況を評価するための記録を取るのかについて，評価の計画を立てることが引き続き大切である。

しかし，毎時間生徒全員について記録を取り，総括の資料とするために蓄積することは現実的ではないことからも，生徒全員の学習状況を記録に残す場面を精選し，かつ適切に評価するための評価の計画が一層重要になる。

（５）観点別学習状況の評価に係る記録の総括

適切な評価の計画の下に得た，生徒の観点別学習状況の評価に係る記録の総括の時期としては，単元（題材）末，学期末，学年末等の節目が考えられる。

総括を行う際，観点別学習状況の評価に係る記録が，観点ごとに複数ある場合は，例えば，次のような総括の方法が考えられる。

- **評価結果のＡ，Ｂ，Ｃの数を基に総括する場合**

何回か行った評価結果のＡ，Ｂ，Ｃの数が多いものが，その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているとする考え方に立つ総括の方法である。例えば，３回評価を行った結果が「ＡＢＢ」ならばＢと総括することが考えられる。なお，「ＡＡＢＢ」の総括結果をＡとするかＢとするかなど，同数の場合や三つの記号が混在する場合の総括の仕方をあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

---

[14] 芸術科においては,「第２款　各科目」における音楽Ⅰ～Ⅲ，美術Ⅰ～Ⅲ，工芸Ⅰ～Ⅲ，書道Ⅰ～Ⅲについて，必要に応じてそれぞれ「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

・　評価結果のＡ，Ｂ，Ｃを数値に置き換えて総括する場合

何回か行った評価結果Ａ，Ｂ，Ｃを，例えばＡ＝３，Ｂ＝２，Ｃ＝１のように数値によって表し，合計したり平均したりする総括の方法である。例えば，総括の結果をＢとする範囲を［1.5≦平均値≦2.5］とすると，「ＡＢＢ」の平均値は，約 2.3［（３＋２＋２）÷３］で総括の結果はＢとなる。

なお，評価の各節目のうち特定の時点に重きを置いて評価を行うこともできるが，その際平均値による方法等以外についても様々な総括の方法が考えられる。

（６）観点別学習状況の評価の評定への総括

評定は，各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものである。評定は，生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ，どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより，教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

評定への総括は，学期末や学年末などに行われることが多い。学年末に評定へ総括する場合には，学期末に総括した評定の結果を基にする場合と，学年末に観点ごとに総括した結果を基にする場合が考えられる。

観点別学習状況の評価の評定への総括は，各観点の評価結果をＡ，Ｂ，Ｃの組合せ，又は，Ａ，Ｂ，Ｃを数値で表したものに基づいて総括し，その結果を５段階で表す。

Ａ，Ｂ，Ｃの組合せから評定に総括する場合，「ＢＢＢ」であれば３を基本としつつ，「ＡＡＡ」であれば５又は４，「ＣＣＣ」であれば２又は１とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は，各観点のＡ，Ｂ，Ｃの数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

なお，観点別学習状況の評価結果は，「十分満足できる」状況と判断されるものをＡ，「おおむね満足できる」状況と判断されるものをＢ，「努力を要する」状況と判断されるものをＣのように表されるが，そこで表された学習の実現状況には幅があるため，機械的に評定を算出することは適当ではない場合も予想される。

また，評定は，高等学校学習指導要領等に示す各教科・科目の目標に照らして，その実現状況を「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるものを５，「十分満足できる」状況と判断されるものを４，「おおむね満足できる」状況と判断されるものを３，「努力を要する」状況と判断されるものを２，「努力を要すると判断されるもののうち，特に程度が低い」状況と判断されるものを１（単位不認定）という数値で表される。しかし，この数値を生徒の学習状況について五つに分類したものとして捉えるのではなく，常にこの結果の背後にある生徒の具体的な学習の実現状況を思い描き，適切に捉えることが大切である。評定への総括に当たっては，このようなことも十分に検討する必要がある[15]。また，各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括

[15] 改善等通知では，「評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり，『観点別

及び評定への総括の考え方や方法について，教師間で共通理解を図り，生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

２　主として専門学科（職業教育を主とする専門学科）において開設される各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について

（１）目標と「評価の観点及びその趣旨」との対応関係について

評価規準の作成に当たっては，各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために，「評価の観点及びその趣旨」が各教科の目標を踏まえて作成されていることを確認することが必要である。また，教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ，科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成することが必要である。

なお，「主体的に学習に取り組む態度」の観点は，教科・科目の目標の（3）に対応するものであるが，観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分をその内容として整理し，示していることを確認することが必要である（図７，８参照）。

図７

【学習指導要領「教科の目標」】

学習指導要領　各教科の「第１款　目標」

(1)	(2)	(3)
（知識及び技術に関する目標）	（思考力，判断力，表現力等に関する目標）	（学びに向かう力，人間性等に関する目標）[16]

【改善等通知　別紙５「評価の観点及びその趣旨」】

観点	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	（知識・技術の観点の趣旨）	（思考・判断・表現の観点の趣旨）	（主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨）

学習状況』において掲げられた観点は，分析的な評価を行うものとして，各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際，評定の適切な決定方法等については，各学校において定める。」と示されている（P.８参照）。

[16] 脚注６を参照

図８

【学習指導要領「科目の目標」】

学習指導要領　各教科の「第２款　各科目」における科目の目標

(1)	(2)	(3)
（知識及び技術に関する目標）	（思考力，判断力，表現力等に関する目標）	（学びに向かう力，人間性等に関する目標）[17]

観点	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	（知識・技術の観点の趣旨）	（思考・判断・表現の観点の趣旨）	（主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨）
	科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」は各学校等において作成する		

（２）職業教育を主とする専門学科において開設される「〔指導項目〕ごとの評価規準」について

職業教育を主とする専門学科においては，学習指導要領の規定から「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順を示している。

平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領においては資質・能力の三つの柱に基づく構造化が行われたところであり，職業教育を主とする専門学科においては，学習指導要領解説に示す各科目の「第２　内容とその取扱い」の「２　内容」の各〔指導項目〕において，育成を目指す資質・能力が示されている。このため，「２　内容　〔指導項目〕」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものである。学習指導要領及び学習指導要領解説の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり，生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために，「２　内容　〔指導項目〕」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したもの等を，本参考資料において「〔指導項目〕ごとの評価規準」と呼ぶこととする。

なお，職業教育を主とする専門学科については，「２　内容　〔指導項目〕」に「学びに向かう力・人間性」に係る項目が存在する。この「学びに向かう力・人間性」に係る項目から，観点別学習状況の評価になじまない部分等を除くことで「主体的に学習に取り組む態度」の「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成することができる。

これらを踏まえ，職業教育を主とする専門学科においては，各科目における「内容のまとまり」を〔指導項目〕に置き換えて記載することとする。

---

[17] 脚注６を参照

各学校においては，「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて，各学校の実態を考慮し，単元の評価規準等，学習評価を行う際の評価規準を作成する。

（３）「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

職業教育を主とする専門学科における，「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順は以下のとおりである。

学習指導要領に示された教科及び科目の目標を踏まえて，「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で，

① 各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ，「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。

３ 総合的な探究の時間における評価規準の作成及び評価の実施等について

（１）総合的な探究の時間の「評価の観点」について

平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領では，各教科等の目標や内容を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理しているが，このことは総合的な探究の時間においても同様である。

総合的な探究の時間においては，学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な探究の時間の特質から，各学校が観点を設定するという枠組みが維持されている。一方で，各学校が目標や内容を定める際には，学習指導要領において示された以下について考慮する必要がある。

【各学校において定める目標】

・ 各学校において定める目標については，各学校における教育目標を踏まえ，総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。 （第２の３⑴）

総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すとは，各学校における教育目標を踏まえて，各学校において定める目標の中に，この時間を通して育成を目指す資質・能力を，三つの柱に即して具体的に示すということである。

【各学校において定める内容】

・ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については，次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については，他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ，社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力，判断力，表現力等については，課題の設定，情報の収集，整理・分析，

まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され，未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。
ウ　学びに向かう力，人間性等については，自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。　（第２の３⑹）

各学校において定める内容について，今回の改訂では新たに，「目標を実現するにふさわしい探究課題」，「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めることが示された。「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは，各学校において定める目標に記された資質・能力を，各探究課題に即して具体的に示したものであり，教師の適切な指導の下，生徒が各探究課題の解決に取り組む中で，育成することを目指す資質・能力のことである。この具体的な資質・能力も，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」という資質・能力の三つの柱に即して設定していくことになる。

このように，各学校において定める目標と内容には，三つの柱に沿った資質・能力が明示されることになる。

したがって，資質・能力の三つの柱で再整理した学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも，評価の観点についてこれらの資質・能力に関わる「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理し示したところである。

（２）総合的な探究の時間の「内容のまとまり」の考え方

学習指導要領の第２の２では，「各学校においては，第１の目標を踏まえ，各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。」とされている。これは，各学校が，学習指導要領が定める目標の趣旨を踏まえて，地域や学校，生徒の実態に応じて，創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからである。

この内容の設定に際しては，前述したように「目標を実現するにふさわしい探究課題」，「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めることが示され，探究課題としてどのような対象と関わり，その探究課題の解決を通して，どのような資質・能力を育成するのかが内容として記述されることになる（図９参照）。

本参考資料第１編第２章の１（２）では，「内容のまとまり」について，「学習指導要領に示す各教科等の『第２款　各科目』における各科目の『１　目標』及び『２　内容』の項目等をそのまとまりごとに細分化したり整理したりしたもので，『内容のまとまり』ごとに育成を目指す資質・能力が示されている」と説明されている。

したがって，総合的な探究の時間における「内容のまとまり」とは，全体計画に示した「目標を実現するにふさわしい探究課題」のうち，一つ一つの探究課題とその探究課題に応じて定めた具体的な資質・能力と考えることができる。

図９

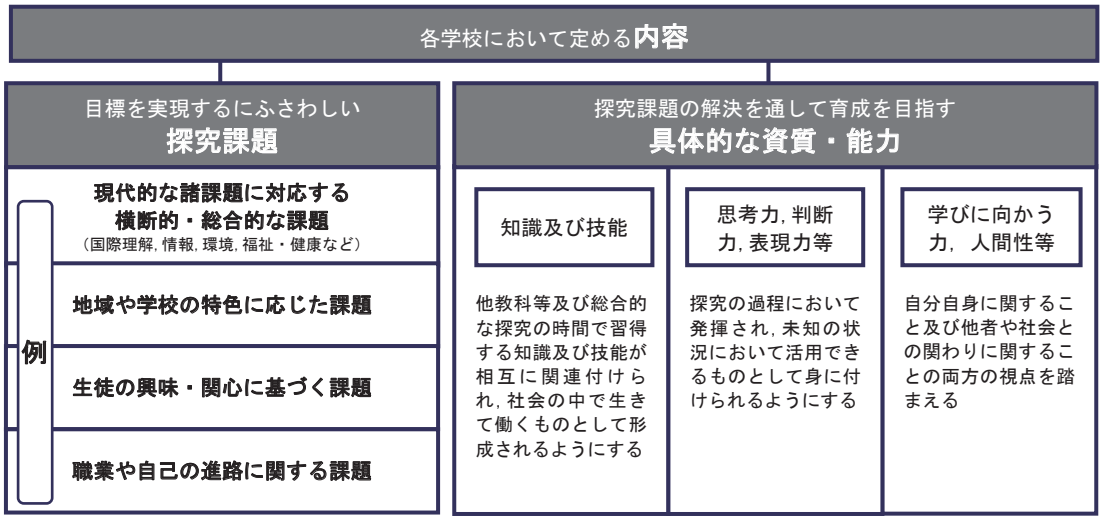

（３）「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

総合的な探究の時間における，「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順は以下のとおりである。

① 各学校において定めた目標（第２の１）と「評価の観点及びその趣旨」を確認する。

② 各学校において定めた内容の記述（「内容のまとまり」として探究課題ごとに作成した「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」）が，観点ごとにどのように整理されているかを確認する。

③【観点ごとのポイント】を踏まえ，「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

４　特別活動の「評価の観点」とその趣旨，並びに評価規準の作成及び評価の実施等について

（１）特別活動の「評価の観点」とその趣旨について

特別活動においては，改善等通知において示されたように，特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから，設置者ではなく，「各学校で評価の観点を定める」ものとしている。本参考資料では「評価の観点」とその趣旨の設定について示している。

（２）特別活動の「内容のまとまり」

学習指導要領「第２　各活動・学校行事の目標及び内容」〔ホームルーム活動〕「２　内容」「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」，「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」，「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」，〔生徒会活動〕，〔学校行事〕「２　内容」の(1)儀式的行事，(2)文化的行事，(3)健康安全・体育的行事，(4)旅行・集団宿泊的行事，(5)勤労生産・奉仕的行事をそれぞれ「内容のまとまり」とした。

（３）特別活動の「評価の観点」とその趣旨，並びに「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

各学校においては，学習指導要領に示された特別活動の目標及び内容を踏まえ，自校の実態に即し，改善等通知の例示を参考に観点を作成する。その際，例えば，特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて，具体的な観点を設定することが考えられる。

また，学習指導要領解説では，各活動・学校行事の内容ごとに育成を目指す資質・能力が例示されている。そこで，学習指導要領で示された「各活動・学校行事の目標」及び学習指導要領解説で例示された「資質・能力」を確認し，各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を重点化して設定する。

次に，各学校で設定した，各活動・学校行事で育成を目指す資質・能力を踏まえて，「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。基本的な手順は以下のとおりである。

① 学習指導要領の「特別活動の目標」と改善等通知を確認する。

② 学習指導要領の「特別活動の目標」と自校の実態を踏まえ，改善等通知の例示を参考に，特別活動の「評価の観点」とその趣旨を設定する。

③ 学習指導要領の「各活動・学校行事の目標」及び学習指導要領解説特別活動編（平成 30 年７月）で例示した「各活動・学校行事における育成を目指す資質・能力」を参考に，各学校において育成を目指す資質・能力を重点化して設定する。

④ 【観点ごとのポイント】を踏まえ，「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

（参考）平成 24 年「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」からの変更点について

今回作成した本参考資料は，平成 24 年の「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」を踏襲するものであるが，以下のような変更点があることに留意が必要である[18]。

まず，平成 24 年の参考資料において使用していた「評価規準に盛り込むべき事項」や「評価規準の設定例」については，報告において「現行の参考資料のように評価規準を詳細に示すのではなく，各教科等の特質に応じて，学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする」との指摘を受け，第２編において示すことを改め，本参考資料の第３編における事例の中で，各教科等の事例に沿った評価規準を例示したり，その作成手順等を紹介したりする形に改めている。

次に，本参考資料の第２編に示す「内容のまとまりごとの評価規準」は，平成 24 年の「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」において示した「評価規準に盛り込むべき事項」と作成の手順を異にする。具体的には，「評価規準に盛り込むべき事項」は，平成 21 年改訂学習指導要領における各教科等の目標及び内容の記述を基に，学習評価及び指導要録の改善通知で示している各教科等の評価の観点及びその趣旨を踏まえて作成したものである。

また，平成 24 年の参考資料では「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したものを「評価規準の設定例」として示している。「評価規準の設定例」は，原則として，学習指導要領の各教科等の目標及び内容のほかに，当該部分の学習指導要領解説（文部科学省刊行）の記述を基に作成していた。他方，本参考資料における「内容のまとまりごとの評価規準」については，平成 30 年改訂の学習指導要領の目標及び内容が育成を目指す資質・能力に関わる記述で整理されたことから，既に確認のとおり，そこでの「内容のまとまり」ごとの記述を，文末を変換するなどにより評価規準とすることを可能としており，学習指導要領の記載と表裏一体をなす関係にあると言える。

さらに，「主体的に学習に取り組む態度」の「各教科等の評価の観点の趣旨」についてである。前述のとおり，従前の「関心・意欲・態度」の観点から「主体的に学習に取り組む態度」の観点に改められており，「主体的に学習に取り組む態度」の観点に関しては各科目の「１　目標」を参考にしつつ，必要に応じて，改善等通知別紙５に示された評価の観点の趣旨のうち「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分を用いて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する必要がある。報告にあるとおり，「主体的に学習に取り組む態度」は，現行の「関心・意欲・態度」の観点の本来の趣旨であった，各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず，よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む

[18] 特別活動については，平成 30 年改訂学習指導要領を受け，初めて作成するものである。

態度を評価することを改めて強調するものである。また，本観点に基づく評価としては，「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らし，

① 知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と，

② ①の粘り強い取組を行う中で，自らの学習を調整しようとする側面，

という二つの側面を評価することが求められるとされた[19]。

以上の点から，今回の改善等通知で示した「主体的に学習に取り組む態度」の「各教科等の評価の観点の趣旨」は，平成22年通知で示した「関心・意欲・態度」の「各教科等の評価の観点の趣旨」から改められている。

[19] 脚注11を参照

第２編

「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順

１　高等学校福祉科の〔指導項目〕

高等学校福祉科における〔指導項目〕は，以下のようになっている。

【第３編（事例）で取り上げた科目の〔指導項目〕を記載している】

第１　社会福祉基礎

(1) 社会福祉の理念と意義

ア　生活と福祉

イ　社会福祉の理念

ウ　人間の尊厳と自立

(2) 人間関係とコミュニケーション

ア　人間関係の形成

イ　コミュニケーションの基礎

ウ　社会福祉援助活動の概要

(3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望

ア　外国における社会福祉

イ　日本における社会福祉

ウ　地域福祉の進展

(4) 生活を支える社会保障制度

ア　社会保障制度の意義と役割

イ　生活支援のための公的扶助

ウ　児童家庭福祉と社会福祉サービス

エ　高齢者福祉と介護保険制度

オ　障害者福祉と障害者総合支援制度

カ　介護実践に関連する諸制度

※　その他の科目についても，内容の(1),(2)･･･における各項目を〔指導項目〕とする。

２　高等学校福祉科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは，科目「社会福祉基礎」の (1)社会福祉の理念と意義 を取り上げて，「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず，学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて，「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に，教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ，科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で，①及び②の手順を踏む。

＜例　社会福祉基礎〔指導項目〕(1) 社会福祉の理念と意義＞

【高等学校学習指導要領　第３章　第８節　福祉「第１款 目標」】

福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，福祉を通じ，人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。	福祉に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

（高等学校学習指導要領 P. 422）

【改善等通知　別紙５　各教科等の評価の観点及びその趣旨　＜福祉＞】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
福祉の各分野について体系的・系統的に<u>理解している</u>とともに，関連する技術を<u>身に付けている</u>。	福祉に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を<u>身に付けている</u>。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を<u>身に付けている</u>。

（改善等通知　別紙５　P. ７）

【高等学校学習指導要領　第３章　第８節　福祉「第２款　第１　社会福祉基礎　目標」】

福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，社会福祉の向上に必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
社会福祉について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。	社会福祉の展開に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。	健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び，福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

（高等学校学習指導要領 P. 422）

以下は，教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえた，科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」の例である。

【「第２款　第１　社会福祉基礎」の評価の観点の趣旨（例）】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
社会福祉について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	社会福祉の展開に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を身に付けている。	健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び，福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

①　各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。

職業教育を主とする専門教科は，各教科及び各科目の目標に，(1)「知識及び技術」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」を示すとともに，各科目の指導項目の大項目毎に「このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」，②「思考力，判断力，表現力等」，③「学びに向かう力，人間性等」

第１　社会福祉基礎

(1) 社会福祉の理念と意義

ア　生活と福祉

イ　社会福祉の理念

ウ　人間の尊厳と自立

〈高等学校学習指導要領解説 福祉編 P. 19〉

(1) 社会福祉の理念と意義

ここでは，科目の目標を踏まえ，生活や自立の概念，日常生活と福祉の関わり，社会福祉理念の変遷など社会福祉に関する基礎的な学習活動を通して，社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などを理解できるようにするとともに，働くことの意義や役割，職業人に求められる倫理観を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

①　生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

②　社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。

③　社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組むこと。

②　【観点ごとのポイント】を踏まえ，「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。

（１）「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技術」のポイント

「知識・技術」については，学習指導要領の「１　目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう，「２　内容」の各指導項目に対し，学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に，知識については「…理解する」の記述を，技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ，それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

○「思考・判断・表現」のポイント

「思考・判断・表現」については，学習指導要領の「１　目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう，「２　内容」の各指導項目に対し，学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に，「…発見し，解決する」の記述を当てはめ，それらを生徒が「…発見し，解決している」かどうかの学習状況として表すこととする。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

「主体的に学習に取り組む態度」については，学習指導要領の「１　目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう，「２　内容」の各指導項目に対し，学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に，「…自ら学び，主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ，それらを生徒が「…自ら学び，主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

（２）学習指導要領解説の「２　内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準（例）」

	知識及び技術	思考力，判断力，表現力等	学びに向かう力，人間性等
学習指導要領　解説	生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組むこと。

	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
〔指導項目〕ごとの評価規準（例）	生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて**理解している**とともに，関連する技術を**身に付けている**。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を**発見し**，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に**解決している**。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に**取り組もうとしている**。

※　各学校においては，「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて，各学校の実態を考慮し，単元の評価規準を作成する。具体的には第３編において事例を示している。

第３編

単元ごとの学習評価について

（事例）

第１章　「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえた評価規準の作成

１　本編事例における学習評価の進め方について

各教科及び科目の単元における観点別学習状況の評価を実施するに当たり，まずは年間の指導と評価の計画を確認することが重要である。その上で，学習指導要領の目標や内容，「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方等を踏まえ，以下のように進めることが考えられる。なお，複数の単元にわたって評価を行う場合など，以下の方法によらない事例もあることに留意する必要がある。

評価の進め方	留意点
１ 単元の目標を作成する	○　学習指導要領の目標や内容，学習指導要領解説等を踏まえて作成する。 ○　生徒の実態，前単元までの学習状況等を踏まえて作成する。 ※　単元の目標及び評価規準の関係性（イメージ）については下図参照
２ 単元の評価規準を作成する	
３ 「指導と評価の計画」を作成する	○　１，２を踏まえ，評価場面や評価方法等を計画する。 ○　どのような評価資料（生徒の反応やノート，ワークシート，作品等）を基に，「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり，「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりする。
授業を行う	○　３に沿って観点別学習状況の評価を行い，生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。
４ 観点ごとに総括する	○　集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから，観点ごとの総括的評価（A，B，C）を行う。

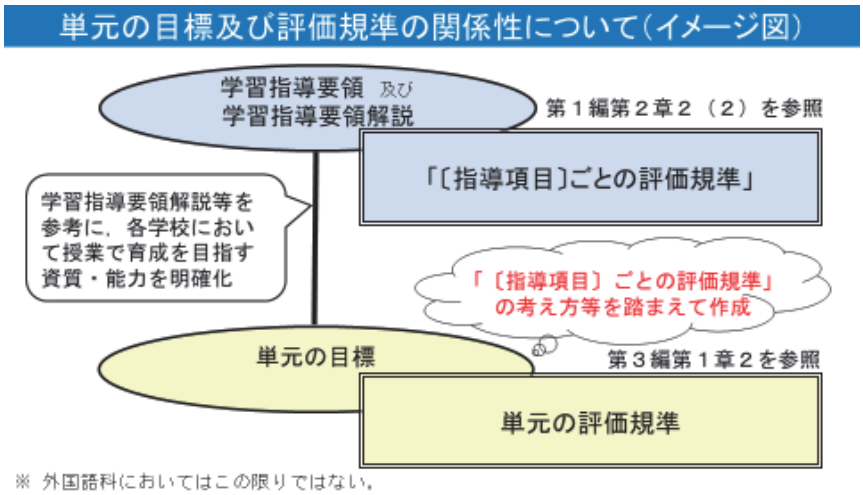

２　単元の評価規準の作成のポイント

（１）福祉科における〔指導項目〕と単元の関係

共通教科では，各教科・科目の「内容」について，育成すべき資質・能力である「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って整理されている。一方，専門教科では，三つの柱で整理される資質・能力を育むために〔指導項目〕が設定され，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，資質・能力を網羅的に身に付けさせることを明確にしている。三つの柱については，１回の授業ですべての学びが実現されるものではないため，単元の中で，学習を見通し振り返る場面やグループなどで対話する場面，生徒が考える場面等を設定し，学びの実現を図っていくことが必要である。

単元とは，生徒に指導する際の内容や時間のまとまりを各学校の実態に応じて適切に構成したものである。単元を構成する際には，〔指導項目〕を小項目ごと等，幾つかに分割して単元とする場合や，〔指導項目〕をそのまま単元とする場合，幾つかの〔指導項目〕を組み合わせて単元とする場合等，様々な場合が考えられるため，各校において福祉の科目を設置した目的を踏まえ，生徒や地域の実態，学科の特色に応じて適切に単元を設定することに留意したい。

（２）福祉科における単元の評価規準作成の手順

単元の評価規準は，以下の手順で作成する。

① 〔指導項目〕を基に，単元全体を通して，単元の目標を作成する。
② 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を基に，具体的な学習活動から目指すべき学習状況としての生徒の姿を想定し，単元の評価規準を作成する。

(例)「社会福祉基礎」　指導項目（1）社会福祉の理念と意義　を基に作成した例

① 〔指導項目〕を基に，単元全体を通して，単元の目標を作成する。

	知識及び技術	思考力，判断力，表現力等	学びに向かう力，人間性等
学習指導要領解説	生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔単元の目標〕
(1) 日本国憲法で規定される基本的人権やノーマライゼーション等，福祉の基礎的な理念について理解するとともに，関連する技術を身に付ける。ア
(2) 時代の変化に伴い，家族や働き方が変化したことで生じる諸課題を発見し，科学的根拠に基づいて創造的に解決する。イ
(3) 地域社会と社会福祉の関わりなどについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組む。ウ

※ 上記の例では，〔指導項目〕をもとに単元全体を見通した総括的な目標を示すとともに， 以下の３つの要素を構造的に配列し，単元の目標を作成している。

ア 育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「知識及び技術」
イ 育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「思考力，判断力，表現力等」
ウ 育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「学びに向かう力，人間性等」

② 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を基に，具体的な学習活動から目指すべき学習状況としての生徒の姿を想定し，単元の評価規準を作成する。

指導項目ごとの評価規準	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて**理解している**とともに，関連する技術を**身に付けている**。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を**発見し**，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に**解決している**。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に**取り組もうとしている**。

単元の評価規準	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日本国憲法で規定される基本的人権やノーマライゼーション等，福祉の基礎的な理念について**理解している**とともに，関連する技術を**身に付けている**。	時代の変化に伴い，家族や働き方が変化したことで生じる諸課題を**発見し**，科学的根拠に基づいて創造的に**解決している**。	地域社会と社会福祉の関わりなどについて自ら学び，主体的かつ協働的に**取り組もうとしている**。

単元の評価規準作成のポイントは，以下のとおりである。

（１）知識・技術

学習の過程を通した知識及び技術の習得状況について評価を行うとともに，それらを既有の知識及び技術と関連付けたり活用したりする中で，他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり，技術を習得したりしているかについて評価する。

（２）思考・判断・表現

知識及び技術を活用して課題を解決する等のために必要な思考力，判断力，表現力等を身に付けているかを評価する。

（３）主体的に学習に取り組む態度

単に継続的な行動や積極的な発言を行う等，性格や行動面の傾向を評価するのではなく，知識・技術を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりするために，自らの学習状況を把握し，学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら，学ぼうとしているかどうかという意志的な側面を評価する。

第２章　学習評価に関する事例について

１　事例の特徴

第１編第１章２（４）で述べた学習評価の改善の基本的な方向性を踏まえつつ，平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領の趣旨・内容の徹底に資する評価の事例を示すことができるよう，本参考資料における事例は，原則として以下のような方針を踏まえたものとしている。

○　単元に応じた評価規準の設定から評価の総括までとともに，生徒の学習改善及び教師の指導改善までの一連の流れを示している

本参考資料で提示する事例は，単元の評価規準の設定から評価の総括までとともに，評価結果を生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすまでの一連の学習評価の流れを念頭においたものである。なお，観点別の学習状況の評価については，「おおむね満足できる」状況，「十分満足できる」状況，「努力を要する」状況と判断した生徒の具体的な状況の例などを示している。「十分満足できる」状況という評価になるのは，生徒が実現している学習の状況が質的な高まりや深まりをもっていると判断されるときである。

○　観点別の学習状況について評価する時期や場面の精選について示している

報告や改善等通知では，学習評価については，日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であり，観点別の学習状況についての評価は，毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに，それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど，その場面を精選することが重要であることが示された。このため，観点別の学習状況について評価する時期や場面の精選について，「指導と評価の計画」の中で，具体的に示している。

○　評価方法の工夫を示している

生徒の反応やノート，ワークシート，作品等の評価資料をどのように活用したかなど，評価方法の多様な工夫について示している。

２　各事例概要一覧と事例

事例１　**キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価**

科目「社会福祉基礎」　単元「社会福祉の理念と意義」（第１学年）

本事例は，指導項目「⑴ 社会福祉の理念と意義」を１つの単元「社会福祉の理念と意義」（全13時間）として，指導と評価の計画から評価の総括までについて示している。

教科書の記述や資料から基礎的な知識を理解し（「知識・技術」），それを基に言語活動に取り組み（「思考・判断・表現」），授業のまとめや話し合いを行う（「主体的に学習に取り組む態度」）という展開に沿って観点別学習状況の評価を進めている。また，「主体的に学習に取り組む態度」の観点では，単元の学習の振り返り、福祉の「見方・考え方」を踏まえて検討した内容について、分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている態度を評価の対象としている。

事例２　**キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価**

科目「社会福祉基礎」　単元「障害者福祉と障害者総合支援制度」（第１学年）

本事例は，指導項目「⑷ 生活を支える社会保障制度」の小項目「オ 障害者福祉と障害者総合支援制度」を１つの単元「障害者福祉と障害者総合支援制度」（全７時間）として，指導における観点別学習状況の評価について示している。「主体的に学習に取り組む態度」の観点では，よりよく学ぼうとする意欲を持って学習に取り組む態度を評価することが重要である。本事例では，学習の動機づけを高めるために生徒が自由に考え，自ら気づくことができる教材を提示することで，生徒が「主体的に学習に取り組む」場面を設定し，その学習活動を基に評価している。評価方法では，生徒が自らの考えをまとめ，他者に伝える様子などを「観察」したり，自己の学習を振り返るための「ワークシート」を活用したりするなど評価の方法について多面的に示している。

事例３　**キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価**

科目「社会福祉基礎」　単元「高齢者福祉と介護保険制度」（第１学年）

本事例は，指導項目「⑷ 生活を支える社会保障制度」の小項目「エ 高齢者福祉と介護保険制度」を１つの単元「高齢者福祉と介護保険制度」（全16時間）として，指導における観点別学習状況の評価について示している。「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法について，「振り返りシート」を活用している点に工夫がみられる。小単元ごとに学習活動の成否や自身の行動について記入させ，「自己評価」を行うことで自らの学習状況を把握させている。また，記述内容から自己調整を図っている部分を読み取り評価している。こまめに自己省察を促すことにより，「努力を要する」状況と判断した生徒に対して早期に適切な手立てを講じることができることも本事例の特徴である。

福祉科　　事例１（社会福祉基礎）
キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価

単元名	〔指導項目〕
社会福祉の理念と意義	(1) 社会福祉の理念と意義 ア 生活と福祉 イ 福祉社会の理念 ウ 人間の尊厳と自立

本単元では，社会福祉の理念と意義に関する知識及び技術を身に付けるとともに，私たちの生活と社会福祉の関わり，基本的人権，生活の質，ノーマライゼーション等の考え方，尊厳の保持や自立生活支援に関する課題解決を図る力や，社会福祉の在り方を創造しようとする実践的な態度を育成することをねらいとしている。

１　単元の目標

(1) 生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて理解するとともに関連する技術を身に付ける。
(2) 社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する。
(3) 社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組む。

２　単元の評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
生活や自立の概念，日常生活と福祉，社会福祉理念の変遷などについて理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決している。	社会福祉の理念や意義，尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

３ 指導と評価の計画（13 時間）

ア　生活と福祉 …… ７時間
(1) 少子高齢化と人口減少社会の到来 ……（２時間）
(2) 地域社会の変化 ……（１時間）
(3) 生活の変化 ……（２時間）
(4) 疾病構造の変化と国民の健康づくり ……（１時間）
(5) 人の一生と社会福祉 ……（１時間）
イ　社会福祉の理念 …… ４時間
(1) 日本国憲法と社会福祉 ……（２時間）
(2) 現代の福祉理念 ……（２時間）

ウ　人間の尊厳と自立 …… ２時間

(1) 人間としての尊厳 …… (１時間)

(2) 自立生活支援 …… (１時間)

時間	【ねらい】・学習活動	評価 観点	評価 記録	備考（評価規準・評価方法）
ア (1) 少子高齢化と人口減少社会の到来 【ねらい】少子高齢社会と人口減少社会について理解を深め，その課題について考察する。				
1・2	・ワーク１「**日本の人口変動とその背景**」について，教科書の記述及び総務省の統計資料（「出生数と合計特殊出生率」，「平均初婚年齢」，「生涯未婚率」）から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・少子高齢社会の進行とその背景について理解し，適切に記述している。 ワークシート 定期考査
	・課題１「**少子高齢化の進行に関連した課題**」について考察した内容を記入する。	思	○	・少子高齢化の進行に関連した課題と必要なサービスを考察し，分かりやすく表現している。 ワークシート 定期考査
	・まとめ１「**少子高齢社会において必要なサービスとその理由**」についてグループで話し合った内容をまとめ，発表する。	態	○	・少子高齢社会において必要なサービスとその理由について協働的に学び合おうとしている。 ワークシート
ア (2) 地域社会の変化 【ねらい】都市問題や過疎化，市町村合併について理解し，地域の課題について考察する。				
3	・ワーク２「**都市化，過疎化及び市町村合併の課題**」について教科書の記述から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・都市化，過疎化及び市町村合併の課題について理解し，適切に記述している。 ワークシート 定期考査
	・まとめ２「**商店街の課題とその解決方法**」についてグループで話し合った内容をまとめ，発表する。	態		・商店街の現状に着目し，課題とその解決方法について協働的に学び合おうとしている。 ワークシート
ア (3) 生活の変化 【ねらい】家族の多様化及び女性の職場進出について理解を深め，関連するサービスについて考察する。				
4・5	・ワーク３「**わが国の世帯人員の変化及び家族の多様化**」について，教科書の記述及び総務省の統計資料（「平均世帯人員と世帯数推移」「世帯人員別世帯数推移」「世帯構造別にみた 65 歳以上の者のいる世帯数の構成割合の年次推移」）から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・わが国の世帯人員の変化と家族の多様化について理解し，適切に記述している。 ワークシート 定期考査

	・課題２「**単身の高齢者が必要とするサービスとその理由**」について考察した内容を記入する。	思	○	・単身の高齢者の地域での自立生活の課題を踏まえ，必要なサービスについて考察し，分かりやすく表現している。ワークシート　定期考査
	・ワーク４「**一人親世帯に必要なサービス及び女性の社会進出の意義と課題**」について，教科書の記述及び総務省の統計資料（母子世帯と父子世帯の状況）から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・一人親世帯に必要なサービス及び女性の社会進出の意義と課題について理解し，適切に記述している。　ワークシート　定期考査
	・まとめ３「**私たちの生活の変化と関連する課題**」についてまとめ，発表する。	態	○	・私たちの生活の変化とそれに伴って生じた課題に着目し，粘り強く課題を見つけようとしている。ワークシート
ア（4）疾病構造の変化と国民の健康づくり **【ねらい】疾病構造の変化と生活習慣病予防について理解を深める。**				
6	・ワーク５「**わが国の疾病構造の変化**」について，教科書の記述及び厚生労働省の統計資料（「結核罹患率・罹患数の年次推移」，「主要死因別にみた死亡率の年次推移」）から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・わが国の疾病構造の変化について理解し，適切に記述している。ワークシート　定期考査
	・まとめ４「**チェックシートを使って自分の食生活を振り返り，健康に暮らすために気をつけること**」についてまとめ，発表する。	態	○	・健康と食生活の関係に着目し，健康の保持・増進のために自分にできることを粘り強く見つけようとしている。　ワークシート
ア（5）人の一生と社会福祉 **【ねらい】ライフサイクルの変化及び人の一生と社会福祉の関係について考察する。**				
7	・課題３「**私たちの生活を支えている福祉に関するサービス**」について考察した内容を記入する。	思	○	・私たちの生活を支えている福祉に関係するサービスについて考察し，分かりやすく表現している。ワークシート
	・まとめ５「**私たちの生活と社会福祉の関係**」について内容をまとめ，発表する。	態	○	・生涯にわたり私たちの生活と社会福祉に関係があることを粘り強く捉えようとしている。ワークシート
イ（1）日本国憲法と社会福祉 **【ねらい】日本国憲法の条文から，社会福祉の基本である「基本的人権」，「幸福追求権」，「生存権」の考え方について理解を深める。**				
8・	・ワーク６「**日本国憲法第 11 条，第 13 条，第 25 条の条文**」について，教科書の記述から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解	知	○	・基本的人権，幸福追求権及び生存権について適切に記述している。ワークシート　定期考査

9	答する。 ・まとめ６「事例から，国民の健康で文化的な最低限度の生活に必要なサービス」についてグループで話し合った内容をまとめ，発表する。	態		・生存権に着目して課題を見出し，課題の解決に関連したサービスについて，協働的に学び合おうとしている。 ワークシート
イ（2）現代の福祉理念 【ねらい】福祉の理念である,「生活の質」や「ノーマライゼーション」の考え方について理解を深め,考察する。				
10・11	・「生活の質（ＱＯＬ）の意味」について，教科書の記述から理解し，定期考査の評価問題に解答する。	知		・ＱＯＬの意味について適切に記述している。 定期考査：評価問題１［問１］
	・課題４「自分の生活の質（ＱＯＬ）の具体例」について考察した内容を記入する。 ・「日常的に介護の必要な高齢者の生活における生活の質（ＱＯＬ）」について考察し，定期考査の評価問題に解答する。	思	○	・ＱＯＬの意味や意義について考察し，分かりやすく表現している。 ワークシート 定期考査：評価問題１［問２］
	・ワーク７ 考査「合理的配慮の考え方」について，「障害者差別解消法」の資料（厚生労働省及び港区ホームページ）から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・合理的配慮の概念を理解し，適切に記述している。ワークシート 定期考査：評価問題２［問１］［問２］
	・課題５「宿泊施設の対応の問題」について考察した内容を記入する。	思	○	・「障害者差別解消法」に関する新聞記事から宿泊施設の対応の課題を分析し，分かりやすく表現している。 ワークシート
	・まとめ７「聴覚に障害のある人に対して，宿泊施設はどのような安全への配慮ができるか」についてグループで話し合った内容をまとめ，発表する。	態	○	・聴覚に障害のある利用客への支援について多面的・多角的な視点で協働的に学び合おうとしている。 ワークシート
ウ（1）人間としての尊厳 【ねらい】尊厳保持の考え方と意義について考察する。				
12	・「人間の尊厳に関する知識」を教科書の記述から理解し，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・人間の尊厳に関する知識について記述している。 定期考査
	・課題６「介護の場面で介護者が行う尊厳保持の具体例」について考察した内容を記入する。	思	○	・資料から，介護の場面における尊厳保持の具体例を考察し，分かりやすく表現している。 ワークシート
	・まとめ８「介護における尊厳保持のあり方」についてグループで話し合った内容をまとめ，発表する。	態	○	・介護者にとっての尊厳保持の在り方について粘り強く考察し，協働的に学び合おうとしている。

				ワークシート
ウ（2）自立生活支援 【ねらい】自立について理解を深め，自立生活支援の意義を考察する。				
13	・ワーク８「**身辺的自立，社会的・経済的自立，精神的自立の具体例**」について，教科書の記述から理解した内容を記入する。また，定期考査の評価問題に解答する。	知	○	・身辺的自立，社会的・経済的自立，精神的自立の意味を理解し，適切に記述している。 ワークシート　定期考査
	・課題７「**私たちの生活において，自立が大切である具体的な理由**」について考察した内容を記入する。	思	○	・自立生活の意義を考察し，分かりやすく表現している。ワークシート

４　観点別学習状況の評価の進め方

本事例は，教科書の記述や資料から基礎的な知識を理解し（「知識・技術」），それをもとに課題に取り組み（「思考・判断・表現」），授業のまとめや話し合いを行う（「主体的に学習に取り組む態度」）授業形態となっている。

本事例の評価の「記録」にある○印は，観点別学習状況の評価を記録し，総括の後，評定のための資料として用いることを想定している【評定に用いる評価】。「記録」が空白のところについては，机間指導や話し合いの様子，ワークシートの活用等，学習の過程で生徒の状況を把握したり，確認したりすることを通して，学習改善につなげる場面を示している【学習改善につなげる評価】。そして，各観点別評価において，生徒の学習状況を確認し，目標が達成できていない場合は，指導の改善や修正を図ることが必要となる。評価を行う際には，生徒の取組のよいところを積極的に評価することで，社会福祉基礎を学ぶ意義や価値を実感できるよう努めている。

（１）　知識・技術

	「おおむね満足できる」状況（Ｂ） ※学習活動に即した評価規準	「十分満足できる」状況（Ａ）と判断した具体例	「努力を要する」状況（Ｃ）と判断した生徒への指導の手立て
ア(1) ワーク１	・少子高齢社会の進行とその背景に関する知識をおおむね身に付けている。	・少子高齢社会の進行とその背景に関する知識を十分身に付けている。	・統計資料の内容を確認させ，少子高齢化の背景を理解するよう支援する。
ア(2) ワーク２	・都市，過疎地域及び市町村合併の課題について，おおむね理解している。	・都市，過疎地域及び市町村合併の課題について，十分理解している。	・教科書の内容を確認させ，都市，過疎地域及び市町村合併の課題を理解するよう支援する。
ア(3) ワーク３	・わが国の世帯の変化と家族の多様化について，おおむね理解している。	・わが国の世帯の変化と家族の多様化について，十分理解している。	・統計資料の内容を確認させ，わが国の世帯の変化について理解するよう支援する。
ア(3) ワーク４	・一人親世帯への支援や，働き方の見直しについて，おおむね理解している。	・一人親世帯への支援や，働き方の見直しについて，十分理解している。	・教科書の内容を確認させ，一人親世帯や共働き世帯の課題について理解するよう支援する。
ア(4) ワーク５	・わが国の疾病構造の変化について，おおむね理解している。	・わが国の疾病構造の変化について，十分理解している。	・統計資料の見方を解説し，わが国の疾病構造の変化を理解するよう支援する。
イ(1) ワーク６	・基本的人権，幸福追求権及び生存権の概念に関する知識をおおむね身に付けている。	・基本的人権，幸福追求権及び生存権の概念に関する知識を十分身に付けている。	・教科書の記述から，日本国憲法の条文の概念を確認するよう支援する。
イ(2) ワーク７	・合理的配慮に関する知識をおおむね身に付けている。	・合理的配慮の概念に関する知識を十分身に付けている。	・合理的配慮について，資料と関連付けて具体的に理解するよう支援する。
ウ(2) ワーク８	・身辺的自立，社会的・経済的自立，精神的自立について，おおむね理解している。	・身辺的自立，社会的・経済的自立，精神的自立について，十分理解している。	・教科書の内容を確認させ，自分や周囲の人の身近な出来事から理解するよう支援する。

「知識・技術」の観点については，生活と福祉，社会福祉の理念，人間の尊厳と自立について，教科書の記述及び厚生労働省等の統計資料から概念的な知識が理解できているかを評価する。観点の評価規準は，「～について理解している」，「～について理解しているとともに関連する技術を身に付けている」と示されているため，「知識・技術」の評価の対象となるものは，個別の知識に留まらず，社会福祉に関連する分野，例えば，生活環境や医療，教育，経済等について関連付けて理解した結果であることを確認する必要がある。評価の場面は，授業での机間指導によってワークシートへの記述を確認する場面と定期考査の解答の状況を確認する場面を想定している。

定期考査の観点別評価については，点数の合計だけでなく評価規準を設定する必要がある。各時の「知識・技術」の評価の場面及び，評価において学習活動に即した評価規準「おおむね満足できる」状況（B）及び「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例，「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てを前頁に記載する。「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てにおいて，十分でない部分を確認した上で，定期考査の振り返りの機会に補助発問を加える等により，学習のねらいに至る過程に段階を設けて支援することが考えられる。

（２）思考・判断・表現

「思考・判断・表現」の観点においては，言語活動を通して，思考力，判断力，表現力の育成を図り，その評価を行う場面を示しており，生活と福祉，社会福祉の理念，人間の尊厳と自立について，各時の学習課題に対して「福祉的な見方・考え方」を働かせて，課題の設定，構想，考察，表現ができているかを確認する。健康で文化的な生活を営む権利や人間の尊厳の尊重，自立支援等の視点で物事を捉えて思考し，原則や概念を基に整理したり，生活と関連付けたり，課題を発見するとともに解決を図ることができるよう留意し，ワークシートの**課題**を設定している。**課題１**から**課題７**はワークシートの記述から「思考・判断・表現」について評価する内容となっている。

	「おおむね満足できる」状況（B） ※学習活動に即した評価規準	「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例	「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立て
ア(1) **課題1**	・少子高齢社会の進行に関連したサービスについて，おおむね合理的に考察し，記述している。	・少子高齢社会の進行に関連したサービスについて，合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・少子高齢社会の進行に伴い必要となるサービスの例を挙げることで，他のサービスを考えることができるよう支援する。
ア(3) **課題2**	・単身の高齢者の地域における自立生活に向けた支援について，おおむね合理的に考察し，記述している。	・単身の高齢者の地域における自立生活に向けた支援について，合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・単身の高齢者の日常生活の状況をイメージさせながら，必要なサービスを考えるよう支援する。
ア(5) **課題3**	・私たちの生活を支えている福祉に関係するサービスについて，おおむね合理的に考察し，記述している。	・私たちの生活を支えている福祉に関係するサービスについて，合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・私たちの生活の課題と福祉サービスを関連付けて考えるよう支援する。
イ(2) **課題4** **課題5**	・自分の生活の質（ＱＯＬ）について，おおむね具体的に考察し，記述している。 ・宿泊施設の対応について，合理的配慮の考え方を踏まえて課題を分析し，おおむね合理的に考察し，記述している。	・自分の生活の質（ＱＯＬ）について，具体的に考察し，分かりやすく表現している。 ・宿泊施設の対応について，合理的配慮の考え方を踏まえて課題を分析し，合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・生活の質（ＱＯＬ）の具体例を確認し，自分の生活について考えるよう支援する。 ・合理的配慮の意味を確認した上で，新聞記事を読み返し，宿泊施設の対応の課題について考えるよう支援する。
ウ(1) **課題6**	・介護の場面における尊厳保持の具体例についておおむね合理的に考察し，記述している。	・介護の場面における尊厳保持の具体例について合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・尊厳保持の意味を確認し，介護の場面において尊厳保持がどのように行われているか考えるよう支援する。
ウ(2) **課題7**	・自立生活の意義についておおむね合理的に考察し，記述している。	・自立生活の意義について合理的かつ創造的に考察し，分かりやすく表現している。	・身近な事柄から自立生活が大切である理由を考えるよう支援する。

評価の場面は，提出されたワークシートを添削する場面を想定している。観点の評価規準は，「～について課題を設定し，解決策を構想し，考察したことを表現する力を身に付けている。」と示される。各時の「思考・判断・表現」の評価の場面及び，評価において学習活動に即した評価規準「おおむね満足できる」状況（B）及び「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例，「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てを前頁に記載する。「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てにおいて，課題を把握できているか確認した上で，学習のねらいに至る過程に段階を設けて支援すること等が考えられる。また，「十分満足できる」状況（A）にあると判断した生徒の学習内容を共有することが望ましい。

（３）主体的に学習に取り組む態度

「主体的に学習に取り組む態度」とは，学習した内容や関連する事柄について，関心を持つだけでなく，自らの学習や生活に生かそうと意欲を持って取り組む態度である。評価の場面として，生徒が自らの学びを振り返る場面やグループで話し合う場面を設定し，取組状況を客観的に評価できる方法を選択した。生活と福祉の関係，社会福祉の理念と意義，尊厳の保持や自立支援等に関する学習に対して，自らの学習を調整しようとする側面と粘り強く取り組もうとする側面の評価を行う。自らの学習を調整しようとする側面としては，単元の学習で身についた知識や考え方を活用し，社会福祉に関する「必要なサービス」や「支援方法」を検討しているか確認する。また，粘り強く取り組もうとする側面として，個人またはグループで，分かりやすい発表にむけて意見をまとめる活動に粘り強く取り組んでいるかどうかを確認する。評価の場面は，ワークシートへの記述やグループワークを行っている時に，机間指導によって記述内容や取組状況を確認する場面を想定している。

	「おおむね満足できる」状況（B） ※学習活動に即した評価規準	「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例	「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立て
ア(1) まとめ1	・少子高齢社会に関連したサービスについて，おおむね協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・少子高齢社会に関連したサービスについて，主体的かつ協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。	・少子高齢社会の課題を確認しながら，必要なサービスに気付くよう支援する。
ア(2) まとめ2	・商店街の課題と解決方法についておおむね協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・商店街の課題と解決方法について，主体的かつ協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。	・商店街の現状について質問しながら，課題に気付くよう支援する。
ア(3) まとめ3	・私たちの生活の変化とそれに伴って生じた課題について学んだことをおおむね活用し，粘り強く取り組もうとしている。	・私たちの生活の変化とそれに伴って生じた課題について学んだことを活用し，粘り強く取り組んでいる。	・地域や世帯の変化，女性の社会進出等の授業内容を振り返ることで課題に気付くよう支援する。
ア(4) まとめ4	・健康の保持・増進に関して学んだことをおおむね活用し，粘り強く取り組もうとしている。	・健康の保持・増進に関して学んだことを活用し，粘り強く取り組んでいる。	・学習内容から健康の保持・増進の具体的な内容に気付くよう支援する。
ア(5) まとめ5	・私たちの生活と社会福祉の関係について，学んだことをおおむね活用し，粘り強く取り組もうとしている。	・私たちの生活と社会福祉の関係について，学んだことを活用し，粘り強く取り組んでいる。	・資料の内容を確認させ，人の一生と社会福祉の関係に気付くよう支援する。
イ(1) まとめ6	・生存権に着目して課題を見いだし，課題の解決に向けておおむね協働的に学び，分かやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・生存権に着目して課題を見いだし，課題の解決に向けて主体的かつ協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。	・生存権に関するリスクについて確認させ，その解決方法に気付くよう支援する。
イ(2) まとめ7	・聴覚障害のある利用客への支援についておおむね多面的・多角的に話し合い，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・聴覚障害のある利用客への支援について多面的・多角的な視点で話し合い，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。	・聴覚障害者の生活上の困難について確認させ，聴覚障害のある利用客への現実的な対応に気付くよう支援する。
ウ(1) まとめ8	・尊厳保持の在り方についておおむね協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・尊厳保持の在り方について主体的かつ協働的に学び，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。	・介護の場面を思い起こしながら，尊厳保持の在り方に気付くよう支援する。

まとめ１からまとめ８はワークシートの記述から「主体的に学習に取り組む態度」について評価する内容となっている。観点の評価規準は，「多面的・多角的な視点で話し合い，分かりやすい発表に向けて粘り強く取り組んでいる。」「粘り強く考察し，協働して学び合おうとしている。」等と示される。

各時の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の場面及び，評価において学習活動に即した評価規準「おおむね満足できる」状況（B）及び「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例，「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てを前頁に記載する。「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立てにおいて，生徒の気付きと主体的な取組に至る過程に段階を設けて支援することが考えられる。また，「十分満足できる」状況（A）にあると判断した生徒の学習を共有することが望ましい。

５ 観点別学習状況の評価の総括

【例：生徒Dのワークシートの評価】

			知	思	態
指導項目	ア	⑴	A	A	A
		⑵	B		
		⑶	A・B	B	B
		⑷	A		B
		⑸		B	B
	イ	⑴	A		
		⑵	B	B・B	B
	ウ	⑴	A	A	A
		⑵	B	A	
評価結果			A５：B４	A３：B４	A２：B４
合計			23	17	14
平均値			2.56	2.43	2.33

「知識・技術」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の観点ごとに示される観点別学習状況は，単元の目標に照らした学習の実現状況を分析的に評価するものであり，学習の改善を促す資料となる。また，教師が指導の状況を把握し，授業の計画や実施を改善する資料とする。

評価結果のA，B，Cを数値に置き換えて総括することとし，評価結果の数値を合計や平均することで総括する。この場合，A＝３，B＝２，C＝１の数値で各観点の評価を数値化すると，「知識・技術」の平均値は2.56，「思考・判断・表現」の平均値は2.43，「主体的に学習に取り組む態度」の平均値は2.33となる。この場合に総括の結果をBとする判断基準を[1.5≦平均値≦2.5]とすると，「知識・技術」ではA，「思考・判断・表現」ではB，「主体的に学習に取り組む態度」ではBの評価に総括できる。

ワークシートの具体例

イ（２）現代の福祉理念のワークシート

右の出来事を読んで答えよう。
（2018年の出来事「聴覚障害者100人の宿泊断る」）

2018年の出来事「聴覚障害者100人の宿泊断る」

全日本ろうあ連盟青年部が一泊二日で企画した100人規模の研修を予約するため熱海の宿泊施設に問い合わせたところ，「付添がなく聴覚障害者のみで宿泊すること，火災の発生を視覚的に知らせる設備がないなどを理由に，他の専用の施設を利用してください」と断られたという。

県は「障害を理由に断ったと受け止められた」として対応を指導した。施設長は「聴覚障害のある人は火災報知器の音が聞こえない。施設のスタッフは手話ができず，災害時などに十分な避難誘導ができないと考えた。しかし，説明不足で配慮が行き届かず申し訳ない」と話している。

同協会事務局長は「耳が不自由だからといって門前払いするのではなく，少しの工夫で受け入れが可能になることを施設の運営に携わる人たちは知ってほしい」と話している。

市は，協会に謝罪したうえで障害者への不当な差別を禁じる障害者差別解消法の趣旨を改めて徹底したいとしている。

※2016年４月施行の障害者差別解消法では，障害者への不当な差別を禁じ，合理的配慮を求めている。

1 宿泊施設のスタッフは，なぜ宿泊を断ったのでしょう。

聴覚に障害のある人だけで宿泊すると何か緊急な出来事があった時にコミュニケーションが図れず，対応できないと考えたから。

2 課題５宿泊施設の対応はどのような点が問題だったか，挙げよう。

［評価Bの例］	［評価Aの例］	［評価Cの例］
合理的配慮について知らなかったので，十分検討せずに宿泊を断ってしまった。	合理的配慮を行わないことが差別にあたることを知らなかった。そのため，十分検討せずに無理だと判断してしまい，必要な支援を確認し，対応できるかどうか話し合うことができなかった。	安全を確保できないと思ったこと。宿泊を断ったこと。
宿泊施設の対応について，合理的配慮の考え方を踏まえて，おおむね合理的考察ができているため**「おおむね満足できる」状況（B）**とする。	Bの評価に加え，合理的配慮について理解したことを生かし，合理的かつ創造的に考察し分かりやすく表現しているため**「十分満足できる」状況（A）**とする。	合理的配慮の理解及び考察が必要であると判断し，**「努力を要する」状況（C）**とする。

3　まとめ7 聴覚に障害のある人に対して，宿泊施設はどのような安全への配慮ができるでしょうか。グループで話し合いましょう。

［評価Bの例］	［評価Aの例］	［評価Cの例］
はじめに，避難先や経路を確認してもらい，懐中電灯などを使って光で危険を知らせるようにする。	はじめに，可能な緊急対応について話し合っておく。「火事です」「津波が来ます」「避難して下さい」などを紙に書いて用意しておき，そのことを知らせておく。避難先や経路を事前に確認してもらう。懐中電灯を使うなど視覚的に危険を知らせる方法を検討し，その方法を伝えておく。	手を引っ張って誘導する。 車いすを用意しておく。 部屋の床にクッション材を敷く。
聴覚障害のある利用客への緊急時の支援を想定し，２～３の具体例を分かりやすくまとめようとしているため**「おおむね満足できる」状況（B）**とする。	Bの評価に加え，利用客の安心を含め多面的・多角的な視点で具体的に検討を重ねた結果を分かりやすくまとめているため**「十分満足できる」状況（A）**とする。	聴覚障害のある利用客にとって適切な対応をまとめる必要があると判断し，**「努力を要する」状況（C）**とする。

定期考査（評価問題）の具体例

評価問題１　生活の質（QOL）に関する次の［問Ｉ］・［問２］に答えなさい。

［問Ｉ］知識・技術 生活の質（QOL）について説明しなさい。

「おおむね満足できる状況（B）の例］
日常生活における主観的な満足感のことであるという意味の記述ができていれば，おおむね理解できていると判断する。
［十分満足できる状況（A）の例］
Bの評価に加え，生活の量（物質的な豊かさに満たされた生活）だけでは満足感につながらないことや，周囲の人からの尊重や趣味活動など生活の満足感につながる具体的な要因についても記述できていれば，十分に理解できていると判断する。
［努力を要する状況（C）の例］
よい生活のこと，本人が決めること，レクリエーションをすることなど，関係する語句が使われていても本質的な理解ができていなかったり，具体例のみの場合は，理解を深める必要があると判断する。

［問２］思考・判断・表現 日常的に介護の必要な高齢者の生活において，生活の質（QOL）とは何であると考えますか。

［おおむね満足できる状況（B）の例］
介護が必要であっても，日常生活において自己選択・自己決定ができ，生活にレクリエーション的な楽しみを取り入れることができるなど，生きがいのある生活について考察し，記述できていれば，おおむね考察し表現できていると判断する。
［十分満足できる状況（A）の例］
Bの評価に加え，尊厳が守られることや，周囲の人との良好な人間関係など多面的・多角的な視点で考察し，具体的に記述できていれば，十分に考察し表現できていると判断する。
［努力を要する状況（C）の例］
「介護を受けなくてもよいようになること。」など，生活の質（ＱＯＬ）についての考察とはいえない場合は，考察を深める必要があると判断する。

評価問題２　合理的配慮に関する次の［問Ｉ］・［問２］に答えなさい。

［問Ｉ］知識・技術「合理的配慮」について，次の語句をすべて使って説明しなさい。

障害者　意思　障壁　負担

［おおむね満足できる状況（B）の例］
「障害者からの助けを求める意思の表明があった場合，障壁を取り除く。」のように，「過度な負担になりすぎない」ことが書けておらず１つの語句が使えていないが，障害者が助けを必要としているときは助けることが当然であるという理解ができていれば，おおむね理解できていると判断する。
［十分満足できる状況（A）の例］
「障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合，過度な負担になりすぎない範囲で，社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。」のすべての意味が含まれていれば，十分理解できていると判断する。
［努力を要する状況（C）の例］
「障害者の意思が尊重されて，障壁や負担がなくなること。」のように，すべての語句を使って文章が作成されていても，合理的配慮の説明となっていない場合は，理解を深める必要があると判断する。

［問２］知識・技術 下表の空欄に当てはまる語句を選択肢から選び，記号で答えなさい。

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体	A	B
民間事業者，NPO 法人	C	D

選択肢　ア 禁止　イ 合法　ウ 努力義務　エ 法的義務

四つの正解で十分満足できる状況（A），三つの正解でおおむね満足できる状況（B）とする。
正解が二つ以下の場合は努力を要する状況（C）となる。

福祉科　　事例２（社会福祉基礎）
キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価

単元名	〔指導項目〕
障害者福祉と障害者総合支援制度	(4) 生活を支える社会保障制度 オ 障害者福祉と障害者総合支援制度

本単元では，社会保障のしくみや社会福祉の各分野が生まれてきた社会背景や概要についての学習を通して，各制度の意義や役割を理解するとともに，現状に関する課題を自ら発見し，創造的に解決する態度を育成することをねらいとしている。

１　単元の目標

(1) 障害者福祉と障害者総合支援制度の概要と現状を理解するとともに，関連する技術を身に付ける。
(2) 障害者福祉と障害者総合支援制度の現状に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的根拠に基づいて創造的に解決する。
(3) 障害者福祉と障害者総合支援制度を地域や生活と関連させて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組む。

２　単元の評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
障害者福祉と障害者総合支援制度の概要と現状を理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	障害者福祉と障害者総合支援制度の現状に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決している。	障害者福祉と障害者総合支援制度を地域や生活と関連させて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

３　指導と評価の計画（７時間）

ア　社会保障制度の意義と役割 …… ５時間
イ　生活支援のための公的扶助 …… ７時間
ウ　児童家庭福祉と社会福祉サービス …… ４時間
エ　高齢者福祉と介護保険制度 …… ８時間
オ　障害者福祉と障害者総合支援制度 …… ７時間　事例
　(1)　障害者福祉の理念 ……（２時間）
　(2)　障害者福祉の現状と共生社会 ……（１時間）
　(3)　障害者福祉に関する制度 ……（１時間）
　(4)　障害者総合支援制度の創設と目的 ……（１時間）
　(5)　障害者総合支援制度の内容と活用 ……（２時間）
カ　介護実践に関連する諸制度 …… ４時間

時間	【ねらい】・学習活動	評価 観点	評価 記録	備考（評価規準・評価方法）
1・2	**【ねらい】障害者福祉に関する出来事から偏見や差別，認識の違い等に自ら気づき，その課題や解消について主体的に考える。**			
	①小単元のねらいを確認し，優生思想，ノーマライゼーション，自立生活運動について，関係する資料（新聞記事やコラム，関連書籍の一部）を読み，気付いたことを記入する。	態	○	①教師が提示した資料を読み，気付いたことを記入している。 **（観察・ワークシート）**
	②興味を持った資料について個人で考える。（タブレット端末等を活用して調べることも可） **課題：なぜ資料のようなことが起きたのだろうか（起こっているのだろうか）。**	思	○	②優生思想，ノーマライゼーション，自立生活運動について興味を持ち，その根底にある障害者福祉の理念に気付いている。 **（観察・ワークシート）**
	③同じ資料に関心を持った者でグループを形成し，個人の考えを共有してまとめる。	思		③自らの考えをまとめて他者に伝え，お互いの考えを吟味し意見を交換している。 **（観察）**
	④全体で発表・共有・意見を交換する。	態	○	④他者の考えを聞くことでさまざまな考え方にふれ，自らの考え方との相違点など多様性を認めている。 **（観察・発表）**
	⑤障害者福祉の歴史，特に障害者が置かれていた過去の状況などについて整理する。	思	○	⑤障害者福祉の現状や制度が整備されてきた状況について整理している。 **（観察・ワークシート）**
3	**【ねらい】障害者福祉の現状を知り，共生社会の必要性を理解する。**			
	①〔障害者福祉の現状と動向〕 法的定義とともに障害の「社会モデル」について考える。 生徒自身が学校に車いすで登校することをイメージして考えることで社会によって作られた障壁について考え，解決策についてまとめる。	思	○	①自らが車いすで登校する際のバリアに気付き，障害の「社会モデル」について考えている。 **（観察・ワークシート）**

	課題：自分が車いすでの生活をすることになった時に，今まで通りの生活をするために必要なことは何だろうか。			
	・解決策等について全体又はグループ等で共有する。	態	○	共生社会の実現に向けて，自らが実践できる行動について提案している。 **（観察・発表）**
	・障害者権利条約，障害者差別解消法についての説明を聞き「合理的配慮」の必要性について考える。	思	○	障害者権利条約，障害者差別解消法に関心を持ち，「合理的配慮」の必要性について考えている。 **（ワークシート・テスト）**
	②合理的配慮を欠く場面についてタブレット端末等を活用して考え，グループで話合いを行い，その解消方法と具体策をまとめ発表する。	思		②「合理的配慮」が必要な場面を考え，その解消方法と具体策をまとめている。 **（観察・発表）**
	③「合理的配慮」の対象，義務，実施のプロセスについて整理する。整理する際の資料として，公的機関や当事者団体のパンフレットやインターネット等を活用する。	知	○	③「合理的配慮」の対象，義務，実施のプロセスについて整理している。 **（ワークシート）**
4	**【ねらい】障害者に関する社会福祉サービスの全体像を理解する。**			
	①障害者が利用する制度として権利擁護，生活，就労，住居，介護，医療，教育等のカテゴリーに分けて理解する。	知	○	①障害者に関する社会福祉サービスの全体像を理解し，さまざまな制度が利用者の生活を支えていることを理解している。 **（ワークシート・テスト）**
	②事例を提示し，その利用者の生活やニーズに合わせた制度の活用について考える。	思	○	②事例に対して創造力を働かせ，その人らしい生活の実現のための制度活用について考えている。 **（観察・ワークシート・テスト）**
5	**【ねらい】障害者総合支援制度創設の背景と目的を知る。**			
	①障害者総合支援制度創設の背景を理解する。	知	○	①障害者総合支援制度創設までの障害者福祉の流れを理解している。**（ワークシート・テスト）**
	②障害者総合支援制度の主な内容と障害者自立支援制度からの改正点についてまとめる。	知	○	②障害者総合支援制度の主な内容と障害者自立支援制度からの改正点をまとめている。 **（ワークシート・テスト）**

6・7	【ねらい】障害者総合支援制度のサービス内容や利用手続きについて理解し，具体的な活用について整理する。			
	①自立支援給付と地域生活支援事業の種類と内容について理解する。	知	○	①自立支援給付と地域生活支援事業の内容について理解している。 **（ワークシート・テスト）**
	②障害支援区分の認定とサービス利用手続きについて整理する。	知	○	②サービス利用に必要な認定や手続きを順序立てて整理している。 **（ワークシート・テスト）**
	③提示された事例について，利用者の生活やニーズに合ったサービスの活用を考え他者に説明する。	思	○	③事例の利用者のサービス活用について考え，他者に説明している。 **（観察・ワークシート・発表）**
	課題：Ａさんが望む生活を理解した上で必要とするサービスは何だろうか。			

※　観点…指導（評価）の重点
　　記録…備考に記入されている単元の評価規準に照らして，全員の学習状況を記録に残す授業に○を付す。
注：重点としていない観点についても，教師の指導の改善や生徒の学習改善に生かすために，生徒の学習状況を確認することは重要である。

４　観点別学習状況の評価の進め方

本事例は，障害者福祉の分野を扱っている。この分野は，これまで障害者福祉が置かれてきた歴史や現状，制度・法的な整備の遅れ，そして何より障害者に対して持っている個人の認識の違いなどについて生徒自身がどのように考えるのかが重要となる。教師が生徒に対して「差別はいけないことだ。」というような考えを押し付けるのではなく，生徒が自ら新たな気づきを持てるような教材や発問，学習支援をしていくことが必要である。よってここでの評価は非常に難しいものとなる。答え（正解）がないものについての評価となることから，その生徒個人（もしくはグループ）が自分達なりの答えを見出す過程を評価していくような工夫が必要となる。そのため，指導と評価について事前に十分計画を練り，生徒とともに評価を行い，評価を可視化することで，生徒が自らの学習を調整し「主体的に学習に取り組む態度」が育成できるようにしたい。授業のねらい（学習到達目標）を生徒と共有するために様々な評価方法等を活用し「努力を要する」状況の生徒へは，個別最適な指導の手立てを講じ「おおむね満足できる」状況にする必要がある。

（１）観察・発表

授業内では，生徒同士が意見交換，共有する場面を必ず設定する。全体に発表することを目的とせず，少人数（ペア等）で実施し，他者に話すことで自分の考えを整理し学習の振り返りができるようにする。発見した課題に対して「なぜ，どうして」などの根拠や「こうしたら上手くいく」などの解決に向けた考察が意見交換を通して繰り返し行われ，考えを吟味し深い学びになっていることを見取る。個人の取組として，観察だけでなくワークシート等への取組も含めて，一人で考える

こと，他者と意見交換し議論を深めていること等，考えるべき時に主体的に取り組んでいるかを評価する。

生徒の学習の定着には，生徒自身が他者に教えること（教えられるようになること）も効果がある。他者と学びあう場面を設定し，共に学習を深められているかを観察するが，観察自体は評価として，ＡＢＣで図れるものではないことから，その学習の中で，生徒自身がどのように自分の考えを表現したのか，学習を継続していく中で，どのように変容していったのか等を記録に残し，評価を補完するような材料として活用することが望ましい。

（２）ワークシート

ワークシートは，三つの評価の観点を意識して作成する。「知識・技術」として，教師の話を聞いたり，教科書等の内容をまとめたりする部分，「思考・判断・表現」として，自分の考えや他者の意見などグループやペアでの話し合いの過程で得た学びを記入する部分，「主体的に学習に取り組む態度」として，繰り返し考え他者と話し合うことで最適解にたどり着こうとしている思考過程や，授業内容を通して得た新たな気付きなどに主体的に取り組もうとしている内容を記入する部分を取り入れたワークシートを提出させ，評価を行う。

（３）テスト

単元ごとのテストや定期考査は，「知識・技術」，「思考・判断・表現」を問う内容とする。単元テストでは，点数を評価するだけでなく，学習内容の定着を知り，生徒の理解を教師が知る手立てとなる。単元テスト後は，なるべく早い段階で振り返り等を行うことが効果であるが，教師による答え合わせの他，生徒同士で答え合わせを行うことも効果的である。生徒自身が解説を加え，お互いに教え合うことで学習の定着につながる。

観点	「おおむね満足できる」状況（B） ※学習活動に即した評価規準	「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例	「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立て
知識・技術	・「合理的配慮」の対象，義務，実施のプロセスの項目のうち，二つの項目について，おおむね整理している。	・「合理的配慮」の対象，義務，実施のプロセスすべての項目について具体的に整理している。	・整理するための資料の見方について一緒に確認し，それぞれの項目をさらに細分化し分かりやすい項目を立てる。
	・障害者に関する社会福祉サービスの全体像をおおむね理解し，様々な制度が利用者の生活を支えていることを理解している。	・障害者に関する社会福祉サービスの全体像を十分理解し，利用者の生活を支えている制度を具体的に理解している。	・障害者が利用する制度についてカテゴリーを絞って提示し，利用者の生活を支えている制度の具体例を示す。
	・障害者総合支援制度創設の背景について，おおむね理解している。	・障害者総合支援制度創設の背景を障害者自立支援制度や障害者の権利に関する条約と合わせて理解している。	・障害者総合支援制度創設の背景について教科書の図表を用いて再度説明し，理解を促す。
	・障害者総合支援制度のおもな内容と障害者自立支援制度からの改正点について，おおむねまとめている。	・障害者総合支援制度のおもな内容と障害者自立支援制度からの改正点について，二つの制度の特徴を対比させながら具体的にまとめている。	・まとめる内容について分かりやすく項目を立てる。改正点についてはポイントを伝えまとめさせる。
	・障害者総合支援制度における自立支援給付と地域生活支援事業の内容について，おおむね理解している。	・障害者総合支援制度における自立支援給付と地域生活支援事業について，サービスの具体的な内容まで十分理解している。	・障害者総合支援制度における自立支援給付と地域生活支援事業の内容について，教科書の図表を用いて再度説明し，理解を促す。
思考・判断・表現	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動について関心を持ち，その根底にある障害者福祉の理念について考え，記述している。	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動について関心を持ち，その根底にある障害者福祉の理念について考え，職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて記述している。	・資料の数を絞って提示し，教科書の該当ページを参考に考えるよう促す。
	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動について自らの考えをまとめて他者に伝えている。	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動について自らの考えを職業人としての倫理観や科学的根拠と照らしてまとめ，他者に伝え	・教科書の該当ページを参考に考えるよう促す。また，他者に伝える内容を明確にする。

		ている。	
	・自らが車いすで登校する際のバリアに三つ以上気付き，障害を「社会モデル」で捉えている。	・自らが車いすで登校する際のバリアに五つ以上気付き，バリアを解消する具体的な解決策を考えている。	・自宅が近隣の生徒同士でグループを形成し他者の気付きからヒントを得られるようにする。
	・障害者権利条約，障害者差別解消法に関心を持ち，「合理的配慮」の必要性について自分の考えを記述している。	・障害者権利条約，障害者差別解消法に関心を持ち，「合理的配慮」の必要性について職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて記述している。	・「合理的配慮」が必要な場面の具体例を提示し，思考を促す。
	・「合理的配慮」が必要な場面を一つ以上考え，その解消方法と具体策をまとめている。	・「合理的配慮」が必要な場面を３つ以上考え，その解消方法と具体策を職業人としての倫理観や科学的根拠と照らしてまとめている。	・生徒の生活圏内にある場所（スーパーマーケットや飲食店等）から「合理的配慮」が必要な場面を想像させる。
	・障害者の生活やニーズに合わせた制度の活用について考え，一つ以上提案している。	・障害者の生活やニーズに合わせた制度の活用について考え，職業人としての倫理観や制度の範囲に基づいて三つ以上提案している。	・事例の見方・読み取り方について再度指導し，社会福祉サービスを絞って考えるよう促す。
	・利用者の生活やニーズに合ったサービスの活用について考え，一つ以上提案している。	・利用者の生活やニーズに合ったサービスの活用について考え，職業人としての倫理観やサービスの範囲に基づいて三つ以上提案している。	・事例の見方・読み取り方について再度指導し，障害者総合支援制度のサービスを絞って考えるよう促す。
主体的に学習に取り組む態度	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動の資料から，偏見や差別，認識の違い等に自ら気付いている。	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動の資料から，偏見や差別，認識の違い等に自ら気付き，その課題の解消について主体的かつ協働的に取り組もうとしている。	・自分の考えを文章化できない場合，資料から読みとったことを言葉で伝えるよう促す。その内容について教師が要約し，少しずつ文章で表現できるよう指導する。
	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動についての他者の考え方にふれ，自らの考え方との相違点など多様性に気付いている。	・優生思想・ノーマライゼーション・自立生活運動についての他者の考え方にふれ，自らの考え方との相違点など多様性に気付き，社会福祉課題等の解決に向けて主体的かつ協働的に取り組もうとしている。	・自分の考えと他者の意見をワークシートに記入させ，意見の共通点を認識させる。その後，意見の相違点を気付かせる等，段階を踏む。
	・共生社会の実現のために自らが実践できる行動について一つ以上提案している。	・共生社会の実現のために自らが実践できる行動について具体的に三つ以上提案している。	・生徒の身近な問題や課題を例に挙げながら実践できる行動について考えさせる。

５　観点別学習状況の評価の総括

評価の総括の場面として単元ごと，学期末，学年末等があげられる。（A）「十分満足できる」（B）「おおむね満足できる」（C）「努力を要する」とし，その評価結果の組合せに基づいて総括する。

評価は単元ごと等で行い，評価の対象とする内容についても統一してA，B，C等の数値に置き換える。A＝３点，B＝２点，C＝１点として点数化し，各観点別の合計点を各基準の数で除した数値の平均値で示す。平均値 2.5 以上がA，2.0 以上 2.5 未満がB，2.0 未満がCとして評価する。

（評価例）

	知識・技術		思考・判断・表現				主体的に学習に取り組む態度		
	ワークシート	テスト	観察	発表	ワークシート	テスト	観察	発表	ワークシート
1・2時間目			B（2）		B（2）		A（3）	A（3）	B（2）
3時間目	B（2）		A（3）		A（3）	B（2）	B（2）	B（2）	
4時間目	A（3）	B（2）	A（3）		A（3）	B（2）			
5時間目	B（2）	B（2）							
6・7時間目	B（2）	A（3）	A（3）	B（2）	A（3）				
総括	B（2.28）		A（2.54）				B（2.4）		

ワークシートの具体例

＜第１・２時間目のワークシート＞【評価の観点：思考・判断・表現】

興味を持った資料　「障害者施設の建設をめぐる地域住民との対立（施設コンフリクト）」

①この資料を読み，

・建設責任者　・施設職員　・地域住民　・入所希望者（家族）

の立場を踏まえてあなた自身の考えを自由に記入してください。

②グループのメンバーで意見を共有し，考えたことについて記入してください。

	［評価Ｂの例］	［評価Ａの例］	［評価Ｃの例］
解答	みんなの言うことは，確かにわかった。私は，施設の職員の立場から意見を言ったけど，自分が地域住民だったら，少し不安だし，正直どこか違う場所に建てられないかなと思ってしまう。	それぞれの立場で言い分があった。どの立場の人も納得して建設を続けることや建設を中止することは難しいと思った。私も自分の家の近くに施設ができることになったら，どうして？と思うかもしれない。まずは，地域の中に障害者施設があることを当たり前にするためにできることはないか考える必要があると感じた。	みんなが言っているのと自分も同じだった。難しい問題だ。
評価	他者の意見を受け入れ，自分事として考えることができている。しかし課題に対しての解決策が個人的な意見のみになっているため，**「おおむね満足できる」状況（B）**とする。	他者の意見を受け入れた上で課題に対して解決策（この時点ではまだ具体例を求めていない）を見つけようとしているため，**「十分満足できる」状況（A）**とする。	他者の意見を受け入れることができているが，課題を十分に捉えきれていないため，**「努力を要する」状況（C）**とする。

福祉科　　事例３（社会福祉基礎）
キーワード　指導と評価の計画から評価の総括まで，「主体的に学習に取り組む態度」の評価

単元名	〔指導項目〕
高齢者福祉と介護保険制度	(4) 生活を支える社会保障制度 エ　高齢者福祉と介護保険制度

本単元では，高齢者福祉と介護保険制度に関わる知識及び技術を身に付けるとともに，自らが居住する地域や生活と関連付けながら現状に関する課題を発見し，解決の方向性を考え行動することから，社会福祉に必要な資源の創造に主体的に取り組む態度を育成することをねらいとしている。

１　単元の目標

(1) 高齢者福祉と介護保険制度の概要と現状について理解するとともに，関連する技術を身に付ける。
(2) 高齢者福祉と介護保険制度の現状に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的根拠に基づいて創造的に解決する。
(3) 高齢者福祉と介護保険制度を地域や生活と関連させて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組む。

２　単元の評価規準

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
高齢者福祉と介護保険制度の概要と現状について理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	高齢者福祉と介護保険制度の現状に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的根拠に基づいて創造的に解決している。	高齢者福祉と介護保険制度を地域や生活と関連させて自ら学び，主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

３　指導と評価の計画（16 時間）

ア　社会保障制度の意義と役割 …… ５時間
イ　生活支援のための公的扶助 …… ７時間
ウ　児童家庭福祉と社会福祉サービス …… ４時間
エ　高齢者福祉と介護保険制度 …… 16 時間　事例
　(1)　人口の高齢化と高齢者福祉，高齢者の健康保持と社会参加 …… (２時間)
　(2)　介護保険制度，高齢者の在宅サービス …… (７時間)
　(3)　認知症ケア …… (３時間)
　(4)　介護保険施設，老人福祉施設その他 …… (１時間)
　(5)　高齢者の地域生活を支える各種サービス，高齢者福祉の将来 …… (３時間)
オ　障害者福祉と障害者総合支援制度 …… ７時間
カ　介護実践に関連する諸制度 …… ４時間

時間	【ねらい】・学習活動	評価 観点	評価 記録	備考（評価規準・評価方法）
（１）人口の高齢化と高齢者福祉，高齢者の健康保持と社会参加 〔ねらい〕わが国の人口動態を理解するとともに，高齢化の特徴と要因，自らの住む地域の課題について考える。				
1・2	①我が国の高齢化の特徴について「戦後の復員」「高度経済成長」の語を用いて説明する。	知	○	①高齢化の特徴について，「戦後の復員」「高度経済成長」の語を用いて説明している。【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	②人口の年齢別構成に関心をもち，自らの住む地域の社会福祉課題について考える。	思	○	②将来の人口構成から，自らの住む地域の社会福祉課題について考えている。【ワークシート】
	③介護予防及び高齢者の社会参加の意義について考えたことを他者に説明する。	思		③介護予防及び高齢者の社会参加の意義について説明している。【観察】
	④介護予防及び高齢者の社会参加について，自らの考えをまとめた後，グループで意見交換し，特徴と課題をまとめる。	思	○	④自らの考えをまとめ，適切な方法で相手に伝えながら，グループで共有した意見を含めて自分の考えをまとめている。【観察】【発表】【ワークシート】
	⑤学んだことや自己評価を，振り返りシートに記入する。	態	○	⑤自らの住む地域の課題に進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。【振り返りシート】
（２）介護保険制度，高齢者の在宅サービス 〔ねらい〕介護保険制度の概要を理解し，地域包括ケアの体制づくりと福祉専門職の関わりについて考える。				
3〜9	①保険者が発行している手引書などを参考に，介護保険サービスの申請から利用までの流れを知り，他者に説明する。	知	○	①介護保険サービスの申請から利用までの流れを整理し，他者に説明している。【観察】【定期考査（小テスト）】
	②介護保険被保険者証の見本や認定調査票を確認しながら，介護支援専門員によるケアプランが作成されていく過程を理解する。	知	○	②介護保険サービスにおける介護支援専門員の役割を知り，ケアプラン作成の過程を理解している。【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	③【ゲストスピーカー：介護支援専門員】介護支援専門員が利用者及び家族とどのように関わり，サービス	思	○	③介護支援専門員の話から，介護・福祉職に求められるコミュニケーション技術について具体的に考えられている。【観察】【ワークシート】

	を提案しているのかを実際に聴き取り，介護・福祉職に求められるコミュニケーション技術について考える。			
	④高齢者虐待に関する報道に触れ，高齢者虐待が抱える問題点を考え，他者に説明する。	思		④高齢者虐待が増加している状況とその養護者に関する支援の必要性を考え，他者に説明している。【観察】
	⑤【フィールドワーク：地域包括支援センター】地域包括支援センターに施設見学に伺い，地域包括支援センターの役割や特徴を理解する。	知	○	⑤地域包括支援センターの役割や特徴について，職員の話を聴き取り理解している。【ワークシート】
	・地域包括支援センターの役割である権利擁護に着目し，高齢者虐待を取り巻く課題とその解決策について考える。	思	○	高齢者虐待などから高齢者の権利を守るための方策について考えている。【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	⑥学んだことや自己評価を，振り返りシートに記入する。	態	○	⑥高齢者を取り巻く課題について進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。【振り返りシート】
（３）認知症ケア 〔ねらい〕認知症の原因疾患と症状を理解する。認知症との共生について考える。				
10〜12	①認知症の原因疾患と症状を理解する。	知	○	①認知症の原因疾患と症状について理解している。【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	②認知症の利用者に対する具体的な対応を考えロールプレイングで発表する。	思		②利用者の安全安楽を妨げる要因と適切な対応について考え，それぞれの役割を理解しながら演じている。【観察】【発表】
	③ロールプレイングの発表についてグループで意見交換し，対応の特徴と課題をまとめる。	思		③自らの考えをまとめ，適切な方法で相手に伝えながら，グループで共有した意見を含めて自分の考えをまとめている。【観察】【発表】【ワークシート】
	④インターネット等を活用し，認知症の「予防」と「共生」について調べ，今後の社会の在り方を考える。	思	○	④認知症施策について調べ，認知症の「予防」と「共生」をキーワードに今後の社会の在り方について考えている。【ワークシート】
	⑤学んだことや自己評価を，振り返りシートに記入する。	態	○	⑤認知症との共生について進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるよう調整しようとしている。【振り返りシート】

	（４）介護保険施設，老人福祉施設その他 **〔ねらい〕介護保険施設と老人福祉施設について理解し，それぞれの施設の特徴を比較する。**			
13	①介護保険施設や老人福祉施設等における高齢者の暮らしについて理解する。	知	○	①各施設の事業内容と利用に関する諸条件から，高齢者の暮らしについて理解している。 【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	②利用者の状況やニーズに応じた施設を考え選択する。	思	○	②利用者のニーズや本人の置かれている状況（経済的理由，身体機能等）と介護保険施設，老人福祉施設の役割とを理解し，利用者のニーズに応じた施設を適切に選択している。　【ワークシート】
	③それぞれの施設の特徴を比較しながら，分かりやすいようにまとめて発表する。	思		③他者に分かりやすいように工夫しまとめ，発表している。　【発表】
	④学んだことや自己評価を，振り返りシートに記入する。	態	○	④高齢者の住まいについて進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるよう調整しようとしている。　【振り返りシート】
	（５）高齢者の地域生活を支える各種サービス，高齢者福祉の将来 **〔ねらい〕高齢者が住み慣れた地域で生活するための諸制度を理解する。今後の高齢者福祉の在り方について考える。**			
14 ～ 16	①地域包括ケアシステムの概要について理解する。	知	○	①地域包括ケアシステムの概要について理解している。【ワークシート】【定期考査（小テスト）】
	②【ゲストスピーカー：生活支援コーディネーター】生活支援コーディネーターから地域の現況と課題を聴き取り，今後の高齢者福祉の在り方について考える。	思	○	②地域の具体的な支援事例に触れながら，現在の課題と今後の高齢者福祉の在り方について考えている。　【ワークシート】
	③グループで意見交換し，課題と解決策に優先順位をつけ，模造紙等にまとめ，発表する。	思	○	③生徒同士で意見交換し，優先すべき事項や解決策について考え，他者にわかりやすいよう工夫しまとめ，発表している。　【観察】【発表】
	④他グループの発表との共通点や相違点を見つけ，今後の高齢者福祉のより良い方向性について考える。	思	○	④発表内容の共通点と相違点を見つけ，高齢者福祉のより良い方向性を考えている。 【ワークシート】
	⑤学んだことや自己評価を，振り返りシートに記入する。	態	○	⑤高齢者福祉に関する現在の課題について進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。　【振り返りシート】

※　観点…指導（評価）の重点
　　記録…備考に記入されている単元の評価規準に照らして，全員の学習状況を記録に残す授業に○を付す。
注：重点としていない観点についても，教師の指導の改善や生徒の学習改善に生かすために，生徒の学習状況を確認することは重要である。

４　観点別学習状況の評価の進め方

本事例では，高齢化の特徴から認知症ケア，介護保険施設及び老人福祉施設の特徴に至るまで幅広い内容を取り扱い，学習内容の各場面を通じて，「知識及び技術」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力や人間性等」の育成すべき資質・能力を身に付けさせていく構成となっている。また，「社会福祉に必要な資源の創造に主体的に取り組む態度を育成すること」を単元のねらいとしていることから，小単元ごとに，学んだことや自己評価を振り返りシートに記入させている。このことにより，教師が「主体的に学習に取り組む態度」の評価を行うだけでなく，生徒自身が自らの学習を振り返り，主体的・能動的に学習を進めることができる。

（１）知識・技術

教科書の内容を理解し，ワークシートに記入する場面，福祉専門職の話から学習内容を理解しワークシートにまとめる場面において「知識・技術」の評価を行う。また，定期考査を用いて評価を行う際には，事実的な知識の習得を問う問題と，知識の概念的理解を問う問題とのバランスに配慮して出題する。例えば，介護保険分野では，給付の種類と内容について穴埋め問題で適切な語を解答させたり，語句を組み合わせて解答させたりする問題，介護保険サービスの申請から利用までの流れを文章で説明させる問題等を出題し多角的に評価を行う。また，小テストは小単元ごとに実施し事実的な知識の習得を問う問題を中心に出題することで，生徒の学習定着度を高めるとともに，評価の際に生徒の解答の傾向等を把握し授業改善につなげていく。

（２）思考・判断・表現

本事例では，教師が座学による授業を行った後，グループ活動やペアワークで話し合い発表する機会を設定している。座学で身に付けた知識を活用して，社会福祉課題の解決策等に向けて自分で考えたり，他者と意見を交換したりすることでより良い解決の方向性を見出すことができる。具体的な評価の方法としては，ワークシートへの記述や発表等の内容について評価する方法，グループ活動やペアワークの場面において，評価規準が求めている発言や行動等が行われているかを観察する方法が考えられる。また，10～12 時間目の「（３）認知症ケア」では認知症利用者に対する具体的な対応方法を考えロールプレイングで発表する場面を設定しており，それぞれの役割を理解しながら演じることができたかについても評価を行う。留意しておきたいのは，事前に教師間で具体的な評価の場面や想定される生徒の姿などについて共有しておく必要があるということである。例えばグループ活動やペアワークの場面においてどのような発言や行動を見取るのか，「努力を要する」状況の生徒に対してどのような手立てを講じるのか等について共通認識を図る必要がある。また，積極的に発言していることや，話し合いのまとめ役をしていることなど生徒の性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を切り取って評価することは，この観点の評価にはなじまないということも留意したい。

（３）主体的に学習に取り組む態度

この観点では，生徒が知識及び技術を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けて粘り強く学習に取り組もうとしている側面や，その粘り強い取組を行う中で，自らの学習を調整しようとする側面について評価を進める。そのため，他の観点に関わる生徒の学習状況と照らし合わせながら学習や指導の改善を図る必要がある。粘り強さや学習の調整については１時間の授業の様子のみで評価できるものではないことから，本事例では，小単元ごとに生徒が記入する「振り返りシート」の記述を中心に評価を行う。具体的には，第２時間目の授業の最後に，自

らの住む地域の社会福祉課題について考える上で感じたことや考えたことについて「より理解を深めるために…」「○○についてさらに調べ…」など，粘り強く学習に取り組もうとしている部分を読み取り，評価している。第 12 時間目の授業の最後には，認知症の方への対応方法について考えるにあたり，思い通りに進んだ場面，思い通りにならなかった場面とその際の自身の行動について記入させ，「○○の場面についてもう一度考え…」「他のグループの発表を聞いて○○について改善を…」といった内容から，自己調整を図っている部分を読み取り評価している。留意すべきは，振り返りシートの内容のみを捉えて評価するのではなく，教師が授業中の生徒の様子について行動観察することも合わせて行い評価することである。

振り返りシートには，生徒自身が学習目標に対して自己評価を行う部分を設ける。自己評価することにより，自らの学習を振り返る機会を与えると同時に，教師がコメントを書き込んだり直接指導したりすることにより，次の学習への見通しを立てさせる。自己評価をそのまま学習評価に取り入れることは適切ではないが，生徒の学習の改善につなげることができる。

観点	「おおむね満足できる」状況（B） ※学習活動に即した評価規準	「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例	「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立て
知識・技術	・高齢化の特徴について，「戦後の復員」「高度経済成長」の語を用いておおむね説明している。	・高齢化の特徴について，「戦後の復員」「高度経済成長」の語を用いて，時代背景を含めて具体的に説明している。	・高齢化の特徴について，箇条書きで挙げさせる。戦後から高度経済成長期までの日本の様子について年代を区切って再度説明する。
	・介護保険サービスの申請から利用までの流れをおおむね整理し，他者に説明している。	・介護保険サービスの申請から利用までの流れを適確に整理し，他者に分かりやすく説明している。	・介護保険サービスの申請から利用までの流れについて，教科書の図表を用いて再度説明し，理解を促す。
	・ケアプラン作成の流れについて理解している。	・ケアプラン作成の過程について，各過程の内容と留意点を含めて十分理解している。	・教科書の図表を用いて各過程に分けて再度説明する。
	・地域包括支援センターの役割をおおむね理解し，特徴について一つ以上挙げている。	・地域包括支援センターの役割を十分理解し，特徴について三つ以上挙げている。	・教科書の該当ページを参考に地域包括支援センターの役割を一つずつ確認させる。
	・認知症の原因疾患とその症状について，おおむね理解している。	・認知症の原因疾患とその症状について十分理解し，原因疾患の特徴や症状を比較している。	・教科書の該当ページを参考に認知症の原因疾患を一つずつ確認させる。
	・介護保険施設と老人福祉施設の各施設の事業内容と利用に関する諸条件を踏まえ，高齢者の暮らしについておおむね理解している。	・介護保険施設と老人福祉施設の各施設の事業内容と利用に関する諸条件を比較した上で，高齢者の暮らしについて十分理解している。	・「介護保険施設」「老人福祉施設」の違いについて確認させてから，それぞれの事業内容等の理解を促す。
	・地域包括ケアシステムの概要について，おおむね理解している。	・地域包括ケアシステムの概要について，「介護」「住まい」「医療」など各分野についても十分理解している。	・地域包括支援システムについて視聴覚教材を活用して理解を促す。
思考・判断・表現	・将来の人口構成から，自らの住む地域の社会福祉課題を一つ以上考えている。	・将来の人口構成から，自らの住む地域の社会福祉課題を三つ以上考えている。	・自宅が近隣の生徒同士でグループを形成し他者の気付きからヒントを得られるようにする。
	・介護予防及び高齢者の社会参加の意義について説明している。	・介護予防及び高齢者の社会参加の意義について職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に説明している。	・教科書の該当ページを参考に介護予防及び高齢者の社会参加の意義について一つずつ確認させる。
	・介護予防及び高齢者の社会参加の意義について，他者の考えを交えて，さらに自分の考えをまとめている。	・介護予防及び高齢者の社会参加の意義について，他者の考えとの共通点や相違点に着目し，さらに自分の考えをまとめている。	・介護予防及び高齢者の社会参加の意義について，他者の考えとの共通点や相違点を挙げさせる。
	・介護・福祉職に求められるコミュニケーション技術について考えている。	・介護・福祉職に求められるコミュニケーション技術について職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に考えている。	・友人同士などで活用する一般的なコミュニケーションを例に挙げ，思考を促す。
	・高齢者虐待が増加している状況とその養護者に関する支援の必要性を考え，他者に説明している。	・高齢者虐待が増加している状況とその養護者に関する支援の必要性について，職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に考え，他者に分かりやすく説明している。	・高齢者虐待について視聴覚教材を活用して理解を促す。

	・消費者被害や高齢者虐待などから高齢者の権利を守るための方策について，一つ以上考えている。	・消費者被害や高齢者虐待などから高齢者の権利を守るための方策について，三つ以上考えている。	・消費者被害や高齢者虐待について視聴覚教材を活用して理解を促す。
	・認知症利用者の安全・安楽を妨げる要因と適切な対応方法について考え，自分の役割を理解しながら演じている。	・認知症利用者の安全・安楽を妨げる要因と適切な対応方法について考え，それぞれの役割を理解しながら演じている。	・教科書の該当ページを参考に認知症利用者の安全・安楽を妨げる要因と適切な対応方法について一つずつ確認させる。
	・認知症の方への対応について，自らの考えをまとめ，グループで共有した意見を含めて自分の考えをまとめている。	・認知症の方への対応について，自らの考えをまとめ，適切な方法で相手に伝えながら，グループで共有した意見を含めて自分の考えをまとめている。	・認知症の方への対応について，他者の考えとの共通点や相違点を挙げさせる。
	・認知症施策について「予防」と「共生」をキーワードに今後の社会の在り方について考えている。	・認知症施策について「予防」と「共生」をキーワードに今後の社会の在り方について，職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に考えている。	・教科書の該当ページを参考に認知症施策の「予防」と「共生」それぞれの観点について一つずつ確認させる。
	・利用者のニーズに応じた施設を適切に選択している。	・利用者のニーズや本人の置かれている状況と介護保険施設，老人福祉施設の役割とを理解し，利用者のニーズに応じた施設を適切に選択している。	・「介護保険施設」「老人福祉施設」の違いについて確認させてから，それぞれの事業内容等の理解を促す。
	・介護保険施設，老人福祉施設それぞれの特徴についてまとめ，発表している。	・介護保険施設，老人福祉施設それぞれの特徴について比較しまとめ，分かりやすく発表している。	・他者のまとめ，発表の様子から参考になる部分を提示し，再度まとめを促す。
	・地域の課題と今後の高齢者福祉の在り方について考えている。	・地域の課題と今後の高齢者福祉の在り方について職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に考えている。	・地域の課題について分かりやすいものに絞って提示する。その課題についてインターネット等を活用して調べさせ思考を促す。
	・地域課題について，優先すべき事項や解決策について考えてまとめ，発表している。	・地域課題について，科学的根拠に基づいて優先事項を挙げ，その解決策について具体的に考えてまとめ，分かりやすく発表している。	・優先事項を決める際のポイントを伝える。まとめ・発表については，他者の様子から参考になる部分を提示し，再度まとめを促す。
	・高齢者福祉のより良い方向性について考えている。	・高齢者福祉のより良い方向性について，職業人としての倫理観や科学的根拠に基づいて具体的に考えている。	・自分の考えを文章化できない場合，まずは言葉で伝えるよう促し，少しずつ文章で表現できるよう支援する。
主体的に学習に取り組む態度	・自らの住む地域の課題に進んで関心を持ち，その解決に向けておおむね粘り強く取り組もうとしている。	・自らの住む地域の課題に進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・授業の目標を確認する。学習の内容について理解が不足していた部分や思い通りにならなかった場面，関心を持った事柄について言葉でやりとりしながら振り返りを促す。
	・高齢者を取り巻く課題について進んで関心を持ち，その解決に向けておおむね粘り強く取り組もうとしている。	・高齢者を取り巻く課題について進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・授業の目標を確認する。学習の内容について理解が不足していた部分や思い通りにならなかった場面，関心を持った事柄について言葉でやりとりしながら振り返りを促す。
	・認知症との共生について進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるようおおむね調整しようとしている。	・認知症との共生について進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるよう調整しようとしている。	・授業の目標を確認する。学習の内容について理解が不足していた部分や思い通りにならなかった場面，関心を持った事柄について言葉でやりとりしながら振り返りを促す。
	・高齢者の住まいについて進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるようおおむね調整しようとしている。	・高齢者の住まいについて進んで関心を持ち，自身の学習がより良いものとなるよう調整しようとしている。	・授業の目標を確認する。学習の内容について理解が不足していた部分や思い通りにならなかった場面，関心を持った事柄について言葉でやりとりしながら振り返りを促す。
	・高齢者福祉に関する現在の課題について進んで関心を持ち，その解決に向けておおむね粘り強く取り組もうとしている。	・高齢者福祉に関する現在の課題について進んで関心を持ち，その解決に向けて粘り強く取り組もうとしている。	・授業の目標を確認する。学習の内容について理解が不足していた部分や思い通りにならなかった場面，関心を持った事柄について言葉でやりとりしながら振り返りを促す。

５　観点別学習状況の評価の総括

本事例では単元ごとに学習活動に即した評価規準により評価を行い，その評価結果のＡ～Ｃの総数と割合で総括する。

ア）Ｃがなく，Ａが５割以上の場合はＡとする。

イ）Ａがなく，Ｃが５割以上の場合はＣとする。

ウ）ア），イ）以外の場合はＢとする。

ワークシートの具体例

＜第 13 時間目のワークシート＞【評価の観点：思考・判断・表現】

３　以下の事例では，どの介護保険施設，老人福祉施設の施設利用の可能性があるでしょうか。理由を挙げて説明してみましょう。

（１）Ａさん（６７歳）　経済的理由から自宅で生活するのが困難との相談があった。

	［評価Ｂの例］	［評価Ａの例］	［評価Ｃの例］
解答	【養護老人ホーム】 養護老人ホームの入所基準に「環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な者」とあるので，Ａさんが施設を利用できる可能性がある。	【養護老人ホーム】 養護老人ホームの入所基準に「環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な者」とある。経済的理由とは，生活保護を受けている場合や災害などのため生活が困窮している場合は指すので，この条件にＡさんが当てはまり，かつ環境上の理由もあればこの施設を利用できる可能性が高い。	【有料老人ホーム】 有料老人ホームは，，自宅で生活できない方が入る施設だから。
評価	利用者のニーズに応じた施設を適切に選択しているため，**「おおむね満足できる」状況（Ｂ）**とする。	施設の入所基準について具体的に説明しながら，利用者のニーズに応じた施設を適切に選択しているため，**「十分満足できる」状況（Ａ）**とする。	施設の役割を十分に捉えきれておらず，利用者のニーズや本人の置かれている状況と，施設選択が結び付いていないため，**「努力を要する」状況（Ｃ）**とする。

振り返りシートの具体例

＜第 12 時間目の振り返りシート＞【評価の観点：主体的に学習に取り組む態度】

３　自己評価と学習の状況などを記入しましょう

項　　目	自己評価	学習の状況・自己評価の理由・今後に活かしたいこと
①　授業の目標を達成することができた	*B*	
②　主体的に授業に取り組むことができた	*A*	
③　他者と協力することができた	*B*	
④　計画通りすすめることができた	*B*	

	［評価Ｂの例］	［評価Ａの例］	［評価Ｃの例］
解答	認知症の原因疾患と症状についてよく理解できた。ロールプレイングではそれぞれの役割を理解ししっかり取り組むことができた。他のグループの発表を見て認知症の方への声掛けの方法について新たな発見があったので今後に生かしたい。	常同行動の対応について自分でも調べてみた。常同行動の対応には「無理に止めない」という選択肢もあると分かったので，ロールプレイングに取り入れた。私たちのグループは声掛けの「言葉」に着目して演じていたが，声を掛ける際の位置（利用者の方の正面に位置し視界に入る）に意識しているグループがあったので，今後に生かしたい。	ロールプレイングでは利用者役を演じた。 授業で学んだことを今後に生かしたい。
評価	学習に対して主体的に取り組み，自身の学習がより良いものとなるよう努めている部分を見取ることができるため，**「おおむね満足できる」状況（Ｂ）**とする。	学習に対して粘り強く取り組んでいる態度や，自身の学習をより良くするための手立てを具体的に見取ることができるため，**「十分満足できる」状況（Ａ）**とする。	学習に対して主体的に取り組んでいる様子を見取ることができない。「今後に生かしたい」という記述はあるものの，具体的な内容を見取ることができないため，**「努力を要する」状況（Ｃ）**とする。

※振り返りシートを活用した評価：振り返りシートの内容のみを捉えて評価するのではなく，授業中の行動観察などと合わせて評価する。

巻末資料

評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究について

令和 2 年 4 月 13 日　国立教育政策研究所長裁定
令和 2 年 6 月 25 日　一　部　改　正

1　趣　旨

学習評価については，中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において「児童生徒の学習評価の在り方について」（平成 31 年 1 月 21 日）の報告がまとめられ，新しい学習指導要領に対応した，各教科等の評価の観点及び評価の観点に関する考え方が示されたところである。

これを踏まえ，各小学校，中学校及び高等学校における児童生徒の学習の効果的，効率的な評価に資するため，教科等ごとに，評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究を行う。

2　調査研究事項

（1）評価規準及び当該規準を用いた評価方法に関する参考資料の作成
（2）学校における学習評価に関する取組についての情報収集
（3）上記（1）及び（2）に関連する事項

3　実施方法

調査研究に当たっては，教科等ごとに教育委員会関係者，教師及び学識経験者等を協力者として委嘱し，２の事項について調査研究を行う。

4　庶　務

この調査研究にかかる庶務は，教育課程研究センターにおいて処理する。

5　実施期間

令和２年５月１日～令和３年３月 31 日
令和３年４月 16 日～令和４年３月 31 日

評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究協力者（五十音順）

（職名は令和３年４月現在）

上田　貴美　　兵庫県立龍野北高等学校教諭

鈴木　幹治　　三重県立白子高等学校教頭

髙木　　諒　　愛知県立古知野高等学校教諭

中山見知子　　群馬県立伊勢崎興陽高等学校教諭

名原　伸子　　和歌山県立有田中央高等学校教諭

林　　睦　　神奈川県立津久井高等学校主幹教諭

原　　慶介　　佐賀県立神埼清明高等学校教諭

国立教育政策研究所においては，次の関係官が担当した。

矢幅　清司　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

この他，本書編集の全般にわたり，国立教育政策研究所において以下の者が担当した。

鈴木　敏之　　国立教育政策研究所教育課程研究センター長
（令和２年７月１日から）

笹井　弘之　　国立教育政策研究所教育課程研究センター長
（令和２年６月 30 日まで）

杉江　達也　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部副部長
（令和３年４月１日から）

清水　正樹　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部副部長
（令和３年３月 31 日まで）

新井　敬二　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部研究開発課長
（令和３年４月１日から令和３年７月 31 日まで）

岩城由紀子　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部研究開発課長
（令和３年３月 31 日まで）

間宮　弘介　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部研究開発課指導係長

奥田　正幸　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部研究開発課指導係専門職
（令和３年３月 31 日まで）

髙辻　正明　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程特別調査員

前山　大樹　　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程特別調査員
（令和３年４月１日から）

学習指導要領等関係資料について

学習指導要領等の関係資料は以下のとおりです。いずれも，文部科学省や国立教育政策研究所のウェブサイトから閲覧が可能です。スマートフォンなどで閲覧する際は，以下の二次元コードを読み取って，資料に直接アクセスすることが可能です。本書と併せて是非御覧ください。

① 学習指導要領，学習指導要領解説　等
② 中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成 28 年 12 月 21 日）
③ 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について」（平成 31 年 1 月 21 日）
④ 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）
※各教科等の評価の観点等及びその趣旨や指導要録（参考様式）は，同通知に掲載。
⑤ 学習評価の在り方ハンドブック(小・中学校編)（令和元年 6 月）
⑥ 学習評価の在り方ハンドブック(高等学校編)（令和元年 6 月）
⑦ 平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A
⑧ 平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A
⑨ 平成 29・30 年改訂の学習指導要領下における学習評価に関する Q&A

①　②　③

④　⑤　⑥

⑦　⑧　⑨